

## 第一百五十六回

## 参議院環境委員会議録第八号

平成十五年四月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十二日

辞任

愛知 治郎君  
山東 昭子君

補欠選任

椎名 一保君  
松山 政司君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

海野 徹君

大島 慶久君  
清水 嘉子君  
段本 幸男君  
小川 勝也君  
高橋 紀世子君小泉 顯雄君  
山東 昭子君  
椎名 一保君  
真鍋 賢二君  
松山 政司君山下 英利君  
小林 元君  
アルイ君  
福山 哲郎君  
糞科 満治君  
加藤 修一君  
弘友 和夫君  
福本 潤一君  
岩佐 英夫君  
田 恵美君

○委員長(海野徹君) 本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案(内閣提出)

○委員長(海野徹君) 開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお詫りいたします。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案(内閣提出)

この委員会に外務省総合外交政策局国際社会協力部長石川薰君、厚生労働省医薬局食品保健部長遠藤明君、農林水産大臣官房審議官山本晶三君、農

副大臣

環境副大臣

弘友 和夫君

大臣政務官

環境大臣政務官

望月 義夫君

事務局側

常任委員会専門

大場 敏彦君

政府参考人

外務省総合外交

石川

協力部長

厚生労働省医薬局食品保健部長

遠藤

農林水産大臣官房審議官

農林水産技術会議局研究室

山本 晶三君

農林水産技術会議局研究室

環境省自然環境局長

永山 勝行君

農林水産大臣官房審議官

環境省総合環境政策局長

岩尾總一郎君

農林水産大臣官房審議官

農林水産技術会議局研究室

山本 茂君

農林水産大臣官房審議官

農林水産技術会議局研究室

永山 勝行君

農林水産大臣官房審議官

農林水産技術会議局研究室

遠藤

農林水産大臣官房審議官

農林水産技術会議局研究室

大島 慶久君

林水産技術会議事務局研究室務官永山勝行君、環境省総合環境政策局長炭谷茂君及び環境省自然環境局長岩尾總一郎君を政府参考人として出席を求める、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(海野徹君) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案を議題といたします。

○委員長(海野徹君) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案を議題といたします。

○段本幸男君 自民党の段本でございます。

まず最初に、遺伝子組換えという、トップバッターでありますので、新しい分野の技術について少しお尋ねしたいと思うのですが、遺伝子組換え技術というのは二十一世紀の恐らく科学技術の重要な柱になる、このことは間違いないだろうというふうに思うんですね。この分野で、今現在、特に農産物の分野で非常に進んで研究、取組がなされているというふうに伺つておりますが、どのようないいレベルにあるのか、これについてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(永山勝行君) お答えいたしました。農作物に関する遺伝子組換え技術は、これまでの品種の改良ですか栽培技術の改良といった取組では実現できない高品質、高機能、低コストでの食料の生産を可能にすることにより、豊かな国民生活の実現に大きく寄与する可能性を有しております。

○政府参考人(永山勝行君) お答えいたしました。農作物に関する遺伝子組換え技術は、これまでの品種の改良ですか栽培技術の改良といった取組では実現できない高品質、高機能、低コストでの食料の生産を可能にすることにより、豊かな国民生活の実現に大きく寄与する可能性を有しております。

我が国では、独立行政法人、試験研究機関の独立行政法人ですか大学等の研究機関を中心におこなわれておられます。

我が国では、独立行政法人、試験研究機関の独

有用遺伝子の機能解明、また遺伝子組換え農作物の開発を行っているところでございます。現在のところ、青色のカーネーションですかウイルス病に強いペチュニアなどが開発されています。この技術を発展させるためには、遺伝子組換え農作物の食品としての安全性、また環境への安全性の確保を図るとともに、新しい技術でございまして、その推進に当たっては国民に十分説明いたしまして、その理解を得ながら推進していくことが重要であると考えております。

○段本幸男君 安全を確認しながら進めておられるということでですが、その安全確認についてやるということですが、その安全確認についてやつておられることによって、今現在、研究機関いろいろ取組なさいているという報告がありました。が、それらが周辺地域の人たち、研究機関の周辺地域の人たちとトラブルになるような事例があつたのかどうか、その辺についても併せてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(永山勝行君) お答えいたしました。現在、我が国は遺伝子組換え農作物を輸入しようとする場合におきまして、農林水産分野等における組換え体の利用のための指針、これに基づいて、あらかじめ我が国は環境に対して悪影響がないこと、これは雑草化ですかあるいはいろいろほかの生物に悪い影響を及ぼすものかどうかといったことを調べまして、農林水産大臣の確認を受ける必要があることになつております。

この指針に基づきまして、栽培又は加工利用目的の環境安全性について農林水産大臣による確認が行われております。栽培及び加工利用目的の確認については三十七件、それから加工利用目

的のみでの確認は三十件となつております。これらの環境安全性を確認済みの遺伝子組換え農作物のうち、現在国内で商業栽培されているものはございません。

しかしながら、これらの農作物を栽培する場合には、万が一にでも、周辺の非遺伝子組換え農作物との交雑や収穫物の混入が生じるおそれがあることから、周辺の農業者等の理解を得てこれらの

なつております。遺伝子組換え技術に対する期待はあるものの、環境への悪影響等を心配する声は根強いと認識しております。

また、農林水産省が遺伝子組換え農作物を栽培した場合の環境への安全性を確認していることを知らなかつたという人が六一%ございました。また、環境への影響に関する情報を求める人も六七%ございました。

以上のことを踏まえまして、農林水産省といたしましても、国民の関心に的確に対応した情報提供とそれに基づく幅広いコミュニケーションを行なって、国民の理解を得ていくことが遺伝子組換え農作物の開発を進める上で極めて重要であると認識いたしております。このため、遺伝子組換え技術の体験研修ですとかシンポジウムの開催、パンフレットの配付などを通じまして国民の理解増進を図るとともに、遺伝子組換え農作物を考える市民会議などを開いておりまして、これによりまして国民とのコミュニケーションの充実強化を図つてきましたところであります。

○段本幸男君　是非、そのところは重要で、やつ  
見や評価に係る情報など、国民の関心を的確にと  
らえた情報提供や国民相互のコミュニケーション  
を推進してまいりたいと考えております。

ていただきたいと思うんですが、しかし現実に今輸入農産物について、この間の参考人質疑のときにも少し出ておりましたけれども、遺伝子組換え食品について、例えば大豆について見たときに、我が国の輸入量の七五%以上がアメリカから輸入

されている。その七五%を輸入している、アメリカでは、更に生産の七五%は遺伝子組換え商品で既に作られている。こんなふうな状況ですから、五〇%以上が、日本に輸入されている大豆の統計的に見れば五〇%以上が遺伝子組換えの大豆だということなんだろうと思うんですが、実際には国民は十分にそのことを知らされていない、あるいは知らないかと思うんですね。

このことは、農林省は、確かにこれからはやつぱり遺伝子組換えだということを十分国民に知らせていいかなかぬとおっしゃっていますが、やは

りどこか問題がある。

例えば、表示制度において、今現在、原産地が、この間も私、参考人質疑終わってから家へ帰つて食用油を見てみました。アメリカと書いてあるんですね、原産地米国産。しかし、産地書いてある

だけで、それが遺伝子組換え商品かどうかという表示までは至っていない。現在の表示制度ではそうなつてはいるんだと思うんですが、やはり表示制度にむしろこれから、今農林省がおつしやったような方針を持つのなら、改善を加えていくようなふうな方向性の政策を立てないと、どうも困ります。

総合的な方策を立てていかないと必ずしも知らしめると言つたって実効性が上がらないんじやないかというふうに思つんですが、その辺についてのお考をお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(山本晶三君) ただいまJAS制度のこと、品質表示基準のことのお尋ねがございました。

では、平成十四年四月から、我が国で流通する可能性のある遺伝子組換え農産物、ただいま御指摘のございました大豆と/orコシ含めまして、これにつきましてはすべて義務表示の対象としております。また、これらの遺伝子組換え農産物を原料といたしました加工食品につきましても、組換えられたDNAやこれによつて生じましたたんぱく質が検出可能なものにつきましては義務表示の対象としております。

しかしながら、一方で、いわゆる大企業の従業員が、ございました食用油につきましては、最近の分析技術によつても組換えられましたDNAやこれによつて生じましたたんぱく質が検出できないと承知しております。したがいまして、こういうことで踏まえますと、現時点ではこの表示が正しいかどうか科学的に検証できないことから、義務表示とすることは適当でないと考えております。

ども毎年見直しを行つておりますので、新しい遺伝子組換え農産物が開発されました場合や分析技術の精度が向上いたしまして組換えられましたDNA等の検出が可能となつた場合には追加すること

といたしております。  
そういう意味では、表示制度というものをしつかり運用してまいりたいと考えております。

林省は農林省で運用されているんだと思いますが、是非、疑わしきは混乱のために情報を与えていくではなくて、むしろ疑わしきはやはり与えていくような方向が望ましいんではないかと思いますが、これは意見として少し述べておきたいと思います。

重要ないふんがナオシヒとが、いぶんな問題を考  
えたときに、もうただ単にアメリカに全部追随す  
るだけでは駄目で、やはりいろんな形できちつと  
確立しなきゃいけない、こういう面が片っ方であ  
ることはもう重々分かっています。

しかし、さつきから言つているように、片っ方  
で国民にこれだけ拒否感がある、特に遺伝子組換  
え食品に対し。また一方で、農業生産という意  
味で見たら、ただ単に遺伝子組換え食品を作つて、  
例えば除草剤耐性の大豆なりトウモロコシを作つ  
て効率のいい農業を一生懸命やろう、これをやつ  
ている限りは結局アメリカ農業に決して勝つこと  
はないといふうな感じがするんですね。

むしろ、この機会にどうやって差別化するか、日本農業をどうやって生かしていくのか。むしろ我が国は遺伝子組換え農産物を作らない、そして国民に情報を与えて安全なものを食べてもらうようにするんだと。こんなふうな独自の道を作り出す非常に今チャンスに来ているのではないか、こ

れを生かすべきではないか。

こんな気もするんですが、こういう相反、片つ方できちつと技術はやらないかね、しかし片つ方はむしろ日本農業をどういう形で育していくか。この相反する二つをやるためにには、やはりそろそろ国として基本方針をきちつと定めておく必要があると思うんですが、その辺についての農水省のお考え方をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(永山勝行君) まず、我が国の食料の安定供給のためには、生産者、食品産業の従事者、それから消費者などの関係者が一体となつてそれぞれの課題に取り組んでいくことが不可欠であると考えております。

具体的には、食料消費の面では栄養バランスの向上や低コスト化を推進し、麦、大豆、飼料作物を始めとする国内生産の増大を図っていく必要がありますと考へております。

遺伝子組換え技術は、御指摘のとおり差別化にとつても非常に役に立つものだと我々は思っております。この技術は、これまでの品種の改良、それから先ほども申し上げましたが、これまでの品種の改良ですとか栽培技術の改良といった取組では限界があつた高品質、高機能、あるいは低コストでの食料の生産を可能にするということによりまして、豊かな国民生活の実現などに大きく寄与する可能性を有しております。こういったことから、我が国においても遺伝子組換え技術の開発を推進していくことは必要であると考えております。

○段本幸男君 この点に関しては、恐らく学者さんでもいろいろ意見あるし、当然我々の仲間でもいろいろ意見あるし、十分これから議論をしてい

かなきや、今日は質問時間の関係でこれでこの問題についてはやめておきますが、是非、これからもいろんな機会を見て議論をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、法律の中身について少し環境省の方にお伺いしたいと思います。

今回の法律、運用面の課題は、一つには実験レベルというんですかね、二種使用のものをどういう段階でファイルドレベル、いわゆる一種使用に踏み切るかということが非常に重要なところに当たるんではないかと思うんですね。先ごろの参考人質疑でも加藤参考人から、安全確認、いわゆる慎重の部分と、しかし、慎重で、もう安全確認、絶対一〇〇%できなきややらないんだといったらいつまでたつても進歩しないから、ある部分ではやはりこれは先端技術ですから断然に攻めなきやいけない、そういう部分も出てくるんじゃないのかと思うんですけど、

この辺については、法四条の主務大臣の承認基準というのが恐らく掛かってくるんじやないかと思うんですが、その運用基準についてどのようにお考へになつてあるのか、環境省のお考へをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 施設等の内部において第二種使用を行つていた遺伝子組換え生物であります。この際は、学識経験者の意見を聴きつつ、遺伝子が導入される生物の性質、導入される遺伝子により生物に付与される新たな性質、当該遺伝子組換え生物が使用される環境の特徴などを総合的に勘案して、生物多様性に影響を与えるおそれがないかどうかを評価し、その結果影響がないと認める場合に承認を行うという手続でございます。

その際、ある組換え生物を我が国環境中で初めて使用するとき、我が国における生物多様性についての科学的知見が必ずしも十分に得られていない場合には、先ほど申し上げましたように、最初から環境中に幅広く利用するということではなくて、まずは管理された圃場等において試験的な使用を行つて情報収集し、そして使用を拡大していくというような運用が必要だうと考えております。この運用の仕方にについては基本的事項に盛り込むことが適切であるというように考えております。

○段本幸男君 もう一つの重要な点は、やはり情報開示ではないかというふうに思つてます。確かに、一種使用の場合に学識経験者の意見を聞く

場合には、まずは生物多様性影響が生ずることのないよう、管理された圃場等において試験的な使用を行い、情報を収集した上で使用を拡大することになるというように考えております。

○段本幸男君 私は、その承認基準に関しては重要なことは二つあるというふうに思つております。それについて少し環境省のお考へを聞きたいと思うんですが、一つは、先ごろの参考人質疑でも岩楓参考人だったと思いますが、言われていたのは、承認基準は最初はきちつと厳しくやっておく、しかし技術レベルが非常に上がつてくるその向の度合いに応じて利用範囲を拡大していくという、そういうことをやつていかなきやいけない、先端技術ですから、日進月歩、それに対応できる弾力性というか応用性を持たなきやいけない、こういうことをおつしやつたと思うんですが、全くそういう感じがするんですね。その辺についての運用方針についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先生御指摘のように、第一種使用においては、その時点における最新の科学的知見に基づいて、私ども生物多様性影響が生じるおそれがないと認めるときに、かかる承認を行うわけでございますが、承認時には予想できなかつた環境の変化あるいは科学的知見がその後充実するということで、生物多様性への影響が生ずるおそれがあると認められるに至る場合もあり得るというふうに理解しております。

したがいまして、科学的知見が必ずしも十分に得られない場合には、先ほど申し上げましたように、最初から環境中に幅広く利用するということではなくて、まずは管理された圃場等において試験的な使用を行つて情報収集し、そして使用を拡大していくというような運用が必要だうと考えております。この運用の仕方にについては基本的事項に盛り込むことが適切であるというように考えております。

○段本幸男君 確かに、知的財産権の問題がつて大変難しい問題だと思いますが、しかし一方では、国民に対してこの問題をオープンにしていく。今がスタートラインですから、特に生物多様性に対する影響なんかをどう判断するかというのは大変重要な問題だと思いますので、是非その辺について更なる御検討もお願いしたいと思います。

情報公開という意味では、私は、共産党の、後で、どうも修正案にも少し入つているようですが、むしろ二種使用についても、施設の中であつても、周辺住民との間、やはり完全何も知らされていないかと思うんですね。

その辺について、情報開示を一種と同様に図るようなことが必要ではないかと思うんですが、環境省の御意見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 第二種使用、封じ込めて利用するということですから、環境中には漏れないという理解でございます。研究室、構造物の内部で使用することとござりますので、環境中への拡散は防止できる措置、すなわち生物多様性の影響を防止できる使用形態であるのが二種使用であります。

この拡散防止措置については、これまで既に數十年にわたりましてガイドラインその他で実施されてきました知見や経験の蓄積がございます。また、それによって類型化されております。したがいまして、本法律案においても、使用者が取るべき措置についての基準を法律の第十二条に基づく省令であらかじめ明らかにするようにしております。当該基準を定める場合には、もちろんパブリックコメントを実施するなどによって遺伝子組換え生物に関する知見などを有する者の意見を生かしていきたいと考えておりますし、このような措置を通じて国民には情報を提供したいと思つております。

個別の確認についての情報公開でございますが、新たな遺伝子組換え生物を使用する場合など十三条に基づく確認を行う場合には、基準に示された拡散防止措置のいずれかを使用者が選択して、その妥当性を主務大臣が確認するという機械的なものでありますので、必ずしもパブリックコメントを求める等の措置までは必要ないというふうに考えております。

○段本幸男君 安全、もう飛散しないようにしてあるんだからというだけ、なかなか国民が今までのケースから見て納得しないケースなんかも現実には多かつたんではないかと思うんですね。是非その辺もまた、いろんな形で実態運用で御検討願いたいというふうに思います。

さらに、一種使用のために先ほど出ていた学識経験者から意見を聞くという話なんですけれど

を選ばないと、生物多様性なんというのは新しい分野ですから、なかなかそういうことが議論されないんじゃないかと思うんですが、どのような運用方針を持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 学識経験者の選任でございますが、生態学の分野の知見がある方を始めといしまして、生物工学、動植物学、農学など様々な分野で現実に遺伝子組換え生物などについて科学的な知見を有している者を想定して、学識経験者に、そのような学識経験者の中から人を選したいと考えております。生物多様性影響評価が適切に実施できるよう選任してまいりたいといふふうに考えております。

○段本幸男君 何か抽象的なだけではなくて、私たさんおられる、片つ方で生物多様性をずっとやってこられた人たちもおられる。実際は、それがどう結び付けていくかという非常に重要な新しい分野に踏み込もうとしている。すると、環境省はむしろ、そういう学会を作ることで、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○段本幸男君 何か抽象的なだけではなくて、私は今回、遺伝子組換えの技術やつている技術者もたくさんおられる、片つ方で生物多様性をずっとやってこられた人たちもおられる。実際は、それ

をどう結び付けていくかという非常に重要な新しい分野に踏み込もうとしている。すると、環境省はむしろ、そういう学会を作ることで、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○段本幸男君 何か抽象的なだけではなくて、私は今回、遺伝子組換えの技術やつている技術者もたくさんおられる、片つ方で生物多様性をずっとやってこられた人たちもおられる。実際は、それがどう結び付けていくかという非常に重要な新しい分野に踏み込もうとしている。すると、環境省はむしろ、そういう学会を作ることで、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○大臣政務官(望月義夫君) 研究面につきましては、国立環境研究所において遺伝子組換え生物の生態系への影響を評価するための研究が進められております。一定の研究体制を整備しているところでございますが、まだまだ高めてまいりたいと、このように思つております。

また、自然環境基礎調査、レッドデータブックの作成等を通じまして生物の多様性に関する情報収集とともに、生物多様性センターを設置し、情報の蓄積及び人員の充実を図つていると

ころでございます。行政面においても、遺伝子組換え生物の生物多様性への影響を評価するための一定の体制は構築されつつあるものと認識しております。

しかしながら、生物多様性については現状の把握や影響の評価に関する知見の充実が不可欠であることから、今後とも専門家の一層の強化や新法に基づく事務の実施体制の強化に努めてまいりたいと、このように思つております。

○段本幸男君 センター作つていただいて是非そういうことをやつてほしいんですけど、ただセンター作つて器作ったからでき上がつたというものではなくて、実質大事なのはその中身をどれだけ作るかということで、予算付ければそれでいいということでは私はないと思うんで、是非、これからもしろ環境省の中身が問われていると思うんで、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○段本幸男君 何か抽象的なだけではなくて、私はもう新しい今までないものを制作。この意味で何といつても、これからそれが環境にどんな影響を与えるのか追跡というんですか、その後どうなつていくかというのが、もちろん万全を期してやつておられるつもりでも、後のフォローというものが非常に重要になつてくるんじゃないかと思うんですね。

○段本幸男君 万全を期してやられるというふうなことだと思いますが、ただ、このことに関しても、僕、ちょっといろいろ市民団体でそういうことをやつておられる方にも意見、インターネットで聞いてみたんです。

○段本幸男君 基本的に違うところは、環境省、今回の制度が性善説というか、やつておられる人は正しいことをやつておられる方にも意見、インターネットで聞いてみたんです。

○段本幸男君 そのために法七条の恐らく規定が設けられたんだ、人を育てるんだ、体制を作るんだと、こういうむしろもつと積極的な役割を行政として果たすべきだと思うんですが、この辺についてどのようにお考えでしようか。

○大臣政務官(望月義夫君) 研究面につきましては、国立環境研究所において遺伝子組換え生物の生態系への影響を評価するための研究が進められております。一定の研究体制を整備しているところでございますが、まだまだ高めてまいりたいと、このように思つております。

また、自然環境基礎調査、レッドデータブックの作成等を通じまして生物の多様性に関する情報収集とともに、生物多様性センターを設置し、情報の蓄積及び人員の充実を図つていると

よつて、新しく認証を行つた遺伝子組換え生物においても生物多様性への影響が生ずるおそれがあると認められるに至る場合があり得るということございますので、承認後においても、必要に応じてその使用による影響に関するデータの収集を行つようにしております。これが大変重要だと思つております。

このため、法第六条第二項において、必要に応じて承認を取得した者に対し情報の提供を求めることができるよう措置しているところでございます。また、この規定を活用して、承認を得た者に対し、自らの開発した遺伝子組換え生物等の使用状況についてのデータなど、必要な情報の収集及び提供を求めてまいりたい、このように思つております。

○段本幸男君 万全を期してやられるというふうなことだと思いますが、ただ、このことに関しても、僕、ちょっといろいろ市民団体でそういうことをやつておられる方にも意見、インターネットで聞いてみたんです。

○段本幸男君 基本的に違うところは、環境省、今回の制度が性善説というか、やつておられる人は正しいことをやつておられる方にも意見、インターネットで聞いてみたんです。

○段本幸男君 そのために法七条の恐らく規定が設けられたんだ、人を育てるんだ、体制を作るんだと、こういうむしろもつと積極的な役割を行政として果たすべきだと思うんですが、この辺についてどのようにお考えでしようか。

○段本幸男君 そのために法七条の恐らく規定が設けられたんだ、人を育てるんだ、体制を作るんだと、こういうむしろもつと積極的な役割を行政として果たすべきだと思うんですが、この辺についてどのようにお考えでしようか。

○大臣政務官(望月義夫君) 生物多様性に対する環境評価は、その時点における最新の科学的知見に基づいてもちろん行われるものでございます。しかししながら、評価時には予測できなかつたようないと思ひます。

それで、この法律の問題を議論するときにどうしても言つておかなきやいけないのがアメリカの、この生物多様性条約にも参加していないし、カルタヘナ議定書にも未加入だというふうな状況。

こういう状況に対し、日本、今、もちろんカルタヘナ議約にも調印し、この法律も作るという日本の姿勢をやはりきちんとアメリカ、アメリカを今回、小泉総理は眞の盟友だと、こうおっしゃつた。眞の盟友ならば、単にイラク戦争に支持を与えるというだけではなくて、アメリカが京都議定書も含めてきちっと対応して、そして、世界環境に貢献する本物の盟主なんだということを、あんまりなはいとブッシュ大統領に言うぐらいのことが必要なんではないか。そういう外交をきちんとするべきでいいかなきやいけないんではないかと思うんですが。

是非、外務省、今日お願いしているから来られていると思うんですが、外務省はそういうことを、小泉総理にきちんと上げていく必要があると思うんです。外務省の取組方針をお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(石川薰君) 委員御指摘のとおり、米国は、生物多様性条約に署名はしておりますけれども、締結には至っておりません。また、カルタヘナ議定書には署名もしておりません。

生物多様性条約は、生物の多様性の保全とその持続可能な利用について、各国が取るべき措置を包括的に規定する枠組み条約であると認識しております。しかし、生物多様性条約における生物多様性の保全の上で重要な役割を果たしております。

また、カルタヘナ議定書は、遺伝子組換え生物の生物多様性への悪影響を防止し、その安全な利用を確保するための輸出入の手続等を定めております。

御指摘いただきましたように、このよろしい御指摘も踏まえ、外務省といしまして持つ条約と議定書が十分実効性を發揮するためには米国の参加が重要でございます。これまで機会をとらえ米国への働き掛けを行つてしまいまして、京都議定書のみならず、生物多様性条約及びカルタヘナ議定書を締結するよう一層働き掛けていきたいと考えております。

こういう状況に対しても、日本、今、もちろんカルタヘナ議約にも調印し、この法律も作るという日本の姿勢をやはりきちんとアメリカ、アメリカを今回、小泉総理は眞の盟友だと、こうおっしゃつた。眞の盟友ならば、単にイラク戦争に支持を与えるというだけではなくて、アメリカが京都議定書も含めてきちっと対応して、そして、世界環境に貢献する本物の盟主なんだということを、あんまりなはいとブッシュ大統領に言うぐらいのことが必要なんではないか。そういう外交をきちんとするべきでいいかなきやいけないんではないかと思うんですが。

是非、外務省からももっと力強く、

大臣を通じて、やつぱり総理に対し、環境委員会

の委員の先生みんなもう強く思つておられると思

うんですね、是非お願ひしたい。ただ、加えて、

今どうも外務省弱いようですから、環境大臣にも

最後にお尋ねしたいんですけれども。

先ごろの参考人質疑で鷲谷参考人が言つておら

れたことが私は非常に印象に残つておるんですけど

れども、鷲谷さんはこういうふうにおっしゃつて

いました。二十世紀というのは進歩、開発の世紀

であつて、世界じゅうがその社会システムのバロ

メーターとして自由経済というのものにおいてす

といろんなことが進められてきた。しかし、二十

世紀に入つて、世の中が熟成社会に入る、いろ

んな形で変わつてきて、今、環境調和の世紀、あ

るいは共生社会の世紀、こういう世紀に入つてき

ました。

私も全く同感で、やはりこれから真の豊かさと

かいろんな形のものが言われている、あるいは環

境大臣も大臣所信でそういうことをおっしゃつて

いました。やはり、そういうことを考へるならば、

是非ともこのことをきちっと世界に訴えていく、

お考へをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鈴木俊一君) 段本先生からこの法律

案につきましていろいろな点につきまして御指摘

をいただき、いずれも大変貴重な御指摘だつたと

思つております。今後、この法律を運用するに當

たつて、御指摘の点もしっかりと、それをしてい

ういう技術、これは今後の日本にとりましてもこ

れは重要な技術であると思つております。しかし、

その一方におきまして国民の皆様方が、例えば遺

伝子組換えの食品のみならず、この生物多様性に

与える影響というものに対し大変不安を感じて

おられます。こうした遺伝子組換え生物が、生物

多様性に悪影響を与えないようになつかりやつて

いくと、いうことが極めて大切なことであるとい

ふうに私も強く認識をいたしております。

その中で、二十一世紀は生物多様性というこ

とを一つのいろいろな社会規範の基準に据えていく

べきであります。こういうような御指摘でございま

したが、その点につきましては私も全く同感でござります。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したという

理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

います。

そこで、先ほどの段本議員の質問を聞いていて

うれしくなりました。まるつきり野党と与党という枠を超えて

うな形でいろんな問題を指摘しました。私は、同

じようなことをここでほかの与党の議員の質問か

らも感じているんですよ。やはり環境問題になる

かと思ひますけれども、たくさん用意したとい

う理由は、もう既に今も段本議員の話でも分かるよ

うに、この法律は大切であると同時にまだ問

題が、あいまいなところがたくさんあります。そ

ういう意味でもたくさん質問を指摘したいと思

れを締結しているんですね。私たちもうれしいことに、先月の参議院の本会議でそれを承認されたわけです。恐らく来週辺りでは衆議院でも承認されるでしょう。で、その決まりによりますと、五十を超える国がこれを締結すればこれは発効、その後九十日たつてから発効されることになりますね。見通しでは恐らく今年ではもう発効されるんじゃないかなと思います。

最初の質問は、これはちょっと繰り返しになりますけれども、この議定書が参議院の本会議で承認されたことの意義について大臣のコメントをお願いしたいと思います。

○国務大臣 鈴木俊一君 遺伝子組換え生物、これが生物多様性に与える悪影響、これを防止するためには、カルタヘナ議定書を早期に発効させるということが極めて大切であると、その重要性を強く認識をいたしております。

我が国政府といたしましても、昨年の夏に地球環境サミットに向けて小泉総理が発表いたしました小泉構想、ここにおきまして早期締結に努力をすることを表明をいたしておりますところであります。今般、カルタヘナ議定書の締結に向かまして、十八日でございますが、参議院におきまして承認をされたということはこれはもう大変に重要な前進であったと、そのように認識をいたしております。一日も早く衆議院におきましても御承認をいたして我が国が早期に議定書を締結できるように、政府といたしましてもそのことを期待しながら努力をしてまいりたいと思っております。

○ツルネンマルティ君 ありがとうございます。さつきの段本議員の質問にもありましたように、残念ながらアメリカの方にこれに参加していない、批准もしていない。そして、さつきは外務省を通じて私たちはどういうふうにアメリカに対する働き掛けができるかという質問がありました。

ここで私は、環境大臣に対して二つこれに関連して質問は、なぜアメリカはこんなに消極的と思うのでしょうか。そして、環境大臣の方から、環境

省の方からどのような形でこれからはアメリカに働き掛けるつもりですか。この二つのことについてお願いします。

○国務大臣 鈴木俊一君 米国がカルタヘナ議定書に基づいております生物多様性条約にも締結をされけれども、この議定書が参議院の本会議で承認されたことの意義について大臣のコメントをお願いしたいと思います。

最初の質問は、これは非常に重要な課題でもあります。残念ながら、これらは分かりましたし、恐らく今日の質疑の中での問題点を提起したいと思っています。

これは極めて難しい課題であります。さつきか

ると思つておりますが、私が考えますに、生物多

様性条約では、その原産国が生物資源に対して主権的な権利を有するということとされておりますので、遺伝資源から生ずる利益の公正で公平な配

分が条約的目的に位置付けられておるということとで、国内における、アメリカ国内におけるバイオ

テクノロジー産業に影響を及ぼすのではないかと

いうようなことがアメリカが締結をしていない理由ではないかと、そのように考へているところであります。

しかし、やはりこれは多くの国がこれを締結することが大切であると、そのように思つております。

そして、この質問の中ではなぜこれは難しい問題かということを私はこれから指摘したいと思います。一言で言えば、一番難しいことは、これも私も思つています。

さて、この質問の中ではなぜこれは難しい問題かということを私はこれから指摘したいと思います。さつきからも出ましたように、この遺伝子組換え

の生物の環境に及ぼす影響がほとんどまだ明らかになつてない。つまり、まだまだ未知の世界であるということですね。幾らか分かっていても、まだ分からぬといふことです。そして十六日の、先週の水曜日の参考人質疑のときも、こうい

うことは明らかになつたわけです。そのとき、残念ながら私は、ちょうど同じときは、私たち民主党の菅代表と中国の政府関係者の会談のために北

京にいましたので参加できなかつた。しかし、帰

国の後はちゃんとビデオで、その質問も、話も、あるいは議員たちの質問も全部聞きましたから、内

容は私も分かつてありますし、非常に参考になりました。

そこで、参考人のこの法律案に対する評価も、

その中で、参考人のこの法律案に対する評価も、

いることは、もし、この参考人のそのときの話

は、例えれば一般に、例えればテレビなどを通して國

民に知らせることができたならば、恐らく國民の

中で驚いた人がたくさんいたと思います。

一つは、そのときはつくり分かつたことは、ど

のくらゐ私たちの日本人の食卓に遺伝子組換え

に向けたアメリカ国内での様々な議論の結果であ

ると思つておりますが、私が考えますに、生物多

様性条約では、その原産国が生物資源に対し主

権的な権利を有するということとされております

ので、遺伝資源から生ずる利益の公正で公平な配

分が条約の目的に位置付けられておるということとで、国内における、アメリカ国内におけるバイオ

テクノロジー産業に影響を及ぼすのではないかと

いうようなことがアメリカが締結をしていない理

由ではないかと、そのように考へているところであります。

しかし、やはりこれは多くの国がこれを締結す

ることが大切であると、そのように思つております。

それからカルタヘナ議定書におきましても

締約国、今度日本が締約をすれば締約国になるわ

けであります。が、締約国が非締約国に対してもこれ

に参加するよう働きかけるという旨も規定されて

いるというふうに承知をしておりませんので、米国

に対しましても、例えば日米環境合同企画調整委

員会というような会議の場もございますので、そ

して、この質問の中ではなぜこれは難しい問

題かということを私はこれから指摘したいと思ひます。一言で言えば、一番難しいことは、これも

私も思つています。

そして、この質問の中ではなぜこれは難しい問

題かということを私はこれから指摘したいと思ひ

ます。一言で言えば、一番難しいことは、これも

私も思つています。

さて、この質問の中ではなぜこれは難しい問

題かということを私はこれから指摘したいと思ひ

ます。一言で言えば、一番難しいことは、これも

その理由としては、安全性的の確認が不十分だから、八一%、あるいは予期せぬ影響が必ず起きるといふうに考えておる人も五九%もあるということですね。さつきから言ったように、不十分という一つの理由は、今はその影響が分からない、ひょっとしたら、これも参考人の人たちも指摘しましたので、何年かたってから、場合によっては百年たつてからやっとその結果が分かるということですね。だから、やはり不安を持つっているということですね。

でも、それでも二十一世紀で、今も答弁の中にもあったように、やはりこの遺伝子組換え食品が私たちの生活の中に入っているんですね。そういうリスクを、不安を感じながらも、やはりそれをやむを得ず認めているということになっています。

そこで、個人としては、大臣に一つの質問を、こういう遺伝子組換えの使用について、個人として、大臣の立場じゃなくてもいいですから、一人の人間として不安を感じませんかということにちょっとお答えいただきたい。

○國務大臣（鈴木俊一君） 確かに、遺伝子組換え食品ということについて言えば、まだ十分に情報が分かっていないという面はあるうかと思います。

私も、先生が御指摘になられたそのアンケートをちょっと、ちらつとですが読ませていただきましたけれども、大変に、特に遺伝子組換え食品に対する食の不安でありますとか、あるいは遺伝子組換え生物が周辺の生態系に与える不安とか、そういうのが八割ぐらいの方が不安を持つっているということをございました。

しかし、また一方において、そうした遺伝子組換えの技術というものが、これが有用な技術であるという評価もされておられるというようなアンケートから見た印象であります。

私も、率直に、個人ということでいえば、そういうアンケートに答えた多くの方と似たような気

がしておりますが、やはりこの遺伝子組換え技術というもののについては、これは今後日本が新しい産業構造に変えていくといいますと、よく成長可能な分野といいますと、ＩＴとかあるいはバイオテクノロジー、ＢＴ、それから環境ビジネスもそうでありますけれども、そこの一つにやはり数えられる私は有用な技術であると思いまして、これはこれで技術というものを進めていく努力が必要であると思います。

しかし、一方におきまして、これが特に周辺の環境、生態系に、生物多様性に与える悪影響があつてはいけないという、そういうことはもう本当に重要なことであると思思います。今段階では、私の印象でありますけれども、こうした遺伝子組換えの技術というのは、どちらかというと農業者でありますとかそういう生産者の利便性、例えは、今、先生が、除草剤に強い大豆でしようか、のよくながるような御紹介がございましたけれども、そういう生産者のメリットにつながるような遺伝子組換え生産物が作られていて、それが消費者のメリットにつながるようなのがまだ出ていない。そういうようなことをもこうしたアンケートの答えに反映されてきているのではないかと、そういうふうに思つております。

いずれにいたしましても、この遺伝子組換え生物、これを育てる技術というのは、これは一つの大切な技術だと思いますので、これを進めるということであるならば、それだけにこうした生物の多様性に悪影響を与えないような対策が必要でありますし、本法を成立させていただいたら、これを適切に運用して、そういうような悪影響が出ないように万全を期すことが大切であると、そういうような気持ちでおります。

○ツルネンマルティ君 もちろん、私も個人としては自分の食卓にはなるべくもう有機栽培の食べ物を入れているし、自分の湯河原の家でもほとんどそういうのを作っていますから。でも、どうしてもやつぱりそれも足りないときは、自分もこういうリスクがあるということは分かりながらやつ

でありますし、そして今は、大臣が指摘したように、少なくとも研究の段階ではどんどん私たちにはやっぱりこの技術を、バイオテクノロジーを進めなければなりませんけれども、やはり後で問題になりますけれども、はつきり分からぬときはまだやつぱり使うのを抑えるべきということは、これから私たちの審議の中でも、そういう方向を日本でも期待しているということは私たちの共通の意見であると思います。

ここから、具体的にはこの担保法の幾つかの問題を指摘したいと思います。これからは自然環境局長の方に質問をさせていただきます。

この野外試験栽培が日本でも今既に行われている。試験栽培というのは、特に北海道では大豆の野外試験栽培を行っていますね。これは、今までは恐らく農水省のガイドラインというか、その強化によって行われてきたと思うんですけれども、今後はこういう野外試験栽培もこの法律の下で行わられるようになるかと思うんですけれども、確認のためにそのことについてお願いします。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 御指摘の件は、米国で開発された除草剤耐性の遺伝子組換え大豆を北海道等において栽培したものであり、収穫はせず、開花前に圃場にすき込むなど、試験的な栽培であったと聞いております。

この事例の遺伝子組換え大豆は、農水省のガイドラインの審査を受けて承認されたものです。このような栽培についても、今後は本法案に基づく規制の対象となります。

○ツルネンマルティ君 今には、収穫はしないでということがありましたが、私の手元に入っている資料では、やはりその収穫までも行われているという情報もあるんですけども、これはちょっと私は今はそこは確認できませんけれども、いずれこれは、今は私も思つたとおり、この法律の下で行われるようになるんですけども、そのときの一つの問題は、その試験栽培の使用形態は第二種使用、いわゆる封じ込めの方に入るのか、それとも第一種使用、影響を防止しない普通

の畑と同じような、そのどっちの方にこういう試験栽培はなるんでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 試験的な栽培であっても、拡散防止措置を講ずることなく環境中で栽培するのであれば、第一種使用等に該当するものでございます。

○ツルネンマルティ君 ジヤ、それは分かりました。

さつきは段本議員の方でもこの学識経験者を選定というか、どのような人にこれからお願ひするかということはありましたけれども、確認の上でもう一回私も、この第四条の四のところにはそれについて次のような項目が書いてありますね。「生物多様性影響に関し専門の学識経験を有する者の意見を聽かなければならぬ。」とありますね。

そうすると、この学識経験者は、もう一回聞きますけれども、どのような人を、例えば大学の先生とか、自分の仕事の傍らこういうことをやるとか、そういう人たちを想定しているのか、あるいはその選定の基準は、さつきはある程度大まかなことはありましたけれども、それはすべて一般に公表することに、選定の基準ですね、になるんでしょう。このことについて答弁をお願いします。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 学識経験者としては、生態学の分野の知見のある者を始め、生物学、動物・植物学、農学などの分野において遺伝子組換え生物等に係る知見を有する者を想定しております。

人選でございますが、対象の遺伝子組換え生物等の種類などによりまして審査に必要とされる知見が異なることも想定されます。したがいまして、統一的な選定基準を定めることは困難ではありますが、適切に生物多様性影響評価を実施できるよう柔軟に運用してまいりたいと考えております。

○ツルネンマルティ君 それに関連してもう一回ちょっとと確かめたいんですけれども、その学識経験者がこの仕事には十分時間が取れるように、忙しい中でぱっとこうやつたら恐らく十分にできな

○政府参考人(岩尾總一郎君) 通常ですと、その専門の研究をなさつてゐる方ということになりますと大学、研究所等におられると思ひますので、そういう方を専門で雇うということになりますと、研究その他がこの審査に掛かり切りになつて進まないということもあるかと思います。今のところ、研究者に最新の知見を基に判断していただくということでござりますので、審査あるいは直接お聞きする、どのような形になるか今後によりますけれども、私どもがフルタイムで雇うといふ形にはならないというふうに考えております。○ツルネンマルティ君もちろん、一般的に考えますと、これからどの程度、人数によつても、あるいはその人たちの仕事が必要になるかといふことはもちろんまだ分からぬですから、これからこの課題になると思ひます。

次に、私は、さつきは全くまだ触れられていたかった、私から見れば、情報公開から考へると大きく疑問に感じてゐるところは、日本の担保法の中にあります。これは一つの言葉で、秘密という言葉が二か所にも出でてゐるんです。一つは第四条の六で、やはり学識経験者がその仕事をやつてゐる、つまり生物多様性影響評価に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないという項目があります。カルタヘナ議定書の中ではこういう項目は私は見付けていないんですね。そういう秘密を漏らしていけない。そして、これはもう一つは、先の第二十条のところでも、登録検査機関の任務についてやはり同じように、その仕事をしているときは、その知り得た役職員ですね、知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

ここで私はお聞きしたいのは、具体的にはこういうところではこういう秘密というのははどういうことを想定しているかということを、是非答弁お願いします。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 遺伝子組換え生物等は企業等の創意工夫の結果生み出されるものであります。個別の審査情報の中には知的財産権に深くかかわるものも想定されます。こうした情報報は、法律に基づく審査を行う目的で事業者に提出を求めるものでございます。目的を超えて流出させるべきではないと考えております。そのため、法律において保護する旨の規定を置いております。

何が秘密情報に当たるのかということについては、個別の具体的な事例によって様々であつて一概には申し上げられないんですが、例えば新たな遺伝子組換え生物等に係る当該事業者がどのような分野で開発をしていくかとか、事業者独自のノウハウによつて遺伝子の導入方法に関する情報などが該当するのではないかというように考えております。

○ツルネンマルティ君 そういう答弁が出るだろうと思ひましたけれど、なぜ私はこれを心配しているかと云ふと、恐らく今度その情報を、学識経験者が調べたこととか、それをやっぱり国民もどういう結果が出たかということを情報開示を求めると思うんですね。そういうときは、もうはつきりこういう項目があるんだから、そうするとそれに逃げる。情報公開はできない理由としては、いやこれは秘密だから、これはできないといつことは、日本ではこれだけではなくていろんな情報公開、情報開示の求めることはこういうのが問題になるんですけれども、實際にはまだこれは機能していないんですから、どういうふうにこれ問題になるかだけれども、問題になりそうなこと私は思つています。

そこで、これと関係ある、恐らくこれからほかの委員たちの方からもいろんな形で質問が出ると思うんですけども、国民の意見をどの程度これに反映されるか。さつきもそれも質問されましたけれども、この遺伝子組換え生物対策の中心を環境放出利用を行おうとする者によるリスク評価に置いてあると思うんですね。評価及び決定に関する

る基準の策定やリスク管理措置の策定が非常に重要な要素になってくる。その策定の際には、さつき問題にした情報公開あるいは市民参加を積極的に進めなければならないということですね。このときこそ環境省のあるいは環境大臣のリーダーシップが非常に必要になると 思います。

法律の中ではこの国民の参加というのは非常に明確に、うれしいことには、一応大まかなことは書いてあります。この第三十五条が非常に重要なものですから、国民の意見の聴取に対してもとこころがありますから、これをちょっとと読ませていただきます。「国は、この法律に基づく施策に国民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、生物多様性影響の評価に係る情報、前条の規定により収集し、整理し及び分析した情報その他の情報を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。」そのものにはもちろんこれは大賛成です。

問題は、これを本当に具体的にはどういう形で広く国民の意見を求める事になるか、恐らくこれは後で省令などで定めることになると思いますけれども、やはりこういうことが書いてあるんだから、その方向性も、計画は既に環境省の方にもあると思います。例えばここで、NGOが自分たちの意見を言える場を、場所をどのように確保される予定ですか。まず、これについて是非答弁をお願いします。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 遺伝子組換え生物等については、その環境への安全性について国民各層に高い関心があり、特に地域の環境情報というものは地元のNGOなどが蓄積していることもあります。したがいまして、本法律の実施に当たっては、国民各層の意見を取り入れ、また御理解をいただけるよう努めることが重要であると考えております。

具体的には、本法律の実施の指針となります基本的事項等の省令、告示の策定に当たりましてパブリックコメントを求めるほか、個別の承認についても、環境への影響をチエックするものである

ことから、内容に応じてパブリックコメントを求めることとし、様々な方々の知見を生かしたいとうように考えております。

○ツルネンマルティ君 もちろん、これも後で実際ににはそのような方向で行われるかどうかは恐らくいろいろな問題があります。例えば今はパブリックコメントという言葉が出ましたが、これからこの法律の運用に対して、さつき言ったようなところ、広く国民の意見を求めるものとする、その一つの方法はパブリックコメント、これからもあると思いますけれども、この前確かに、参考人の質疑のときにも、だれかが、参考人がパブリックコメントに対してNGOのあるいは国民の不満がそれに対してかなり、この法律だけではなくて全体としてもあります。

私も湯河原の町議のときはそういうことを非常に感じていました。パブリックコメントを求めているその集会のところで、例えばいかにすればし易い訂正案とかあっても、大体そのときの答えは、もう既にこれは決まっていますからこれはもうどうにもならないとか、私はよく湯河原ではびっくりしたのは、県の方針をそういうパブリックコメントではなくて集会で町民の意見を聞くときは、大体の答えは、これはもう県で決まっていますからこれはもう仕方がない。

だから、パブリックコメントも本当に反映されることできるかどうか、そのことについてもう一回、パブリックコメントでかなり本当にいいアイデアが出た場合は、それを反映する具体的な方法はどういうふうに考えられているんでしょうか。

○政府参考人(岩尾綾一郎君) パブリックコメントは、最終決定を行う前に行政庁としての考え方をまとめて広く一般の方々に御意見を伺う制度と承知しております。

遺伝子組換え生物等については国民の関心も高まっています。行政庁としては、これらいただいた御意見を取りまとめて最終決定を行なう際の検討に生かしてまいりたいと考えております。私どもが

この法律を作るに至る審議会に際しましてもパブリックコメントをかなりいたしました。それを基にいたしまして、最終報告書は審議会の先生方がまとめたものとはかなり、かなりといいますか、結構異なっております。

そういう意味では、いただいた御意見に対しても、この法律についても最終決定への反映をさせたいと思いますが、その場合にも、反映の可否と、反映できなければその理由と、いうものはきちんとホームページなどお答えして、行政の説明責任というものを果たしてまいりたいというように考えております。

○ツルネンマルティ君 これももちろん期待する

というか、要望することしかできませんけれども、本当に今言われたように、最終決定の前には、そういう案があればそれはもちろんこの法律の全体の中で国民の意見を広く求める、そしてそれを反映することに是非なってほしいんですね。

これはいろんな資料を読みますと、特にEUの方では、ヨーロッパの方では非常に徹底的になつてゐるんですね、この国民の意見に対しても、一つの資料では、私の読んだところでは、遺伝子組換え種子、種の計画的リリース要項がEUでは作られていますね。それによつて、市民の了解を得なければ種子、種の販売、栽培も認められないということまではつきりしていますね。今、最近

はヨーロッパでもアメリカでも日本でもいろんな汚染の事件が起きていることもきっかけになつたと思ひますけれども、さらに、EUの資料では、加盟各国がそれぞれが種子の検査をすることが義務付けられているということまでね。これは日本の法律ではそこまではつきりしていなんですねから、だからやはり私たちは、この法律の運用に対する必要があると思います。

そこで、ちょっと話題を変えますけれども、このカルタヘナ議定書の中では、詳しく述べ第二十条のところには、各国情報交換についての

項目があります。こういう言葉が書いてあります。

情報の共有及びバイオセーフティに関する情報交換センターを設置するという言葉が二十条に書いてあるんですね。

私の解釈では、これは恐らくどこかに一つの、

世界の一か所の情報交換センターがもう今設置さ

れてあるでしようか。あるいは設置されている、

予定はどこにあるかということをまずお聞きした

いし、あるいは今度は、その情報交換のために、

それに対する日本の受皿というか、その交換を行

う日本の組織というか、機関はどういうものにな

るかということは、もし分かつたら是非答弁をお

願いします。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 本議定書の親条約

であります生物多様性条約に基づく情報交換の仕

組みの事務局は、現在、モントリオールに設置さ

れております。したがいまして、確定ではござい

ませんが、このカルタヘナ議定書が批准され、発

効した時点での事務局というのも、その親条約の

事務局のところが運営するということは想定され

ます。

その後ですが、各締約国は国内に中央連絡先を

指定することとされております。この中央連絡先

を通じて情報交換センターに情報提供を行うとい

うことが想定されております。

我が国においても、今後、議定書を締結するま

でにはこの締約国としての連絡体制を含め関係省

が一致して実施できるような国内体制は作らなけ

ればならないというよう思つております。

○ツルネンマルティ君 これもそういう計画まで

ありますから、本当にこれから期待されているの

は、そういう世界のいろんな国情報が、新しい

情報も入つてゐるのを、日本の方でもそういう情

報交換に積極的に参加することは当然といえば

然なことです。

次に質問したいことは、開放環境に間違つて紛

れ込んだりする、遺伝子組換えのものが紛れ込ん

だりする場合に対する措置について。これも、カ

ルタヘナ議定書のいろんな説明の中で懸念されて

いる一つのことは、例えばこういうふうに書いて

ありますね。食品、飼料又は加工用に輸入された

はずの穀物が、栽培用に用いられるのは飼

料として用いられる過程で開放環境に紛れ込んだりするおそれがある。そういうことにならないよう

にチェックとか防止するような各国の国内措置

が求められているということは、議定書のこうい

う各国に求められている項目の中に書いてある

ですね。

もちろん、これは分かった段階では、終わりの

方ではいろんな罰則とかというのは違法に対しても

ありますけれども、分かるまでの問題は、つまり

こういうことが起らぬためのチェックとか防

止が今の段階では何か考えているでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 一般的には食料、

飼料用や加工用に輸入される穀物は、種子として

流通するものに比べてその品質にばらつきが大き

いことから、通常、商品作物として栽培用に用い

られることはほとんどないという認識をしており

ます。こぼれ落ちなどによって環境中に放出され

る場合があるということですが、その場合には、

生物多様性への影響評価を行い、その結果を踏ま

えて、国内での利用、流通その他の可否を判断す

るということにいたしました。

本法律案においては、この遺伝子組換え生物等

を使用している者のみならず、この遺伝子組換え

生物であることの疑いがあるものを使用している

者に対しても報告収集、立入検査を行い得るよう

な仕組みを設けております。これらの措置を組み

合わせて実施することによって、委員御懸念の事

態の防止には努めてまいりたいというように考え

ております。

○ツルネンマルティ君 実際には、私たちは、今

の世の中では、貿易の自由の中では、いろんな規

制があつても、個人としてもいろんなものはもう

簡単に外国から輸入することができるんですね。

その中では、仮に、最初は届けとしては、それを

例えば食品とか飼料のために穀物を輸入していく

も、実際には本人がそれを別な理由で栽培に使う

ころでございます。

○國務大臣(鈴木俊一君) 先生御指摘の予防的な

取組方法あるいは予防原則ということで、言葉の

定義が重要なところだと思うのであります。い

ずれにいたしましても、そういう予防的な取組と

いうものについて、御指摘のように、EUであり

ますとかカナダがそういう考えに基づいてのガイ

ドラインを作つてゐるということは聞いていると

どころでございます。

ですから、本当にこれを見付けることは、見付

けたらこういう措置ができるんですけども、見

付けることは本当に一つの至難の業じゃないかな

と思います。恐らくこういうのも後で問題にな

ります。恐らくこういうのも後で問題にな

そして、この生物多様性条約、カルタヘナ議定書では、その目的におきまして、リオ宣言の原則十五に規定する予防的な取組方法に従うということが明記をされておりまして、カルタヘナ議定書に基づく国内法であります本法におきましても、その考え方を踏まえたものといたしております。

具体的には、本法では、生物多様性への影響が生じるおそれのある環境中の使用を目的とする遺伝子組換え生物等につきまして、その使用に先立つて生物多様性への影響評価というものを行つて、その承認を得ることに、これが義務付けられていること。それから、必要に応じまして、使用開始後の状況を把握をいたしまして、承認時には予想できなかつた環境の変化や科学的知見の充実によりまして、生物多様性への影響が生じるおそれがあると判断された場合には使用の変更でありますとか廃止をすることといった措置を取ることによりまして、生物多様性への影響の未然防止を図ることとしているところであります。

そして、今お話しございました輸入に関するものでござりますけれども、輸入して使用される遺伝子組換え生物等に関しましても、こうした枠組みの下で生物多様性影響が生じるおそれの有無などをございまして、それを判断をすると。そして、それによつて使用の可否が、認められるか否定されるかが判断されるということとなります。その結果、使用が承認されない場合は国内での使用ができないこととなりますので、事実上、輸入はなされないというのが私どもの見解でござります。

○ツルネンマルティ君 そうすると、基本としては、日本でも今、輸入の場合でも今の段階では科学的な知見が十分でなくともそのおそれがあるということは輸入の否定もあり得るということになりますね。ちょっとこれもう一回、私は、さつきのちょっとあいまいな点がありまして、もう一回ちょっと確認したいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先生御指摘のよう生物多様性への影響へのおそれがあるということであれば、これは承認されません。したがい

まして、輸入はできないということでございます。次に、不法な輸出あるいは輸入について、さつきも少し触れましたけれども、これも恐らくこれらは大きな問題になつていますね。

カルタヘナ議定書で求められている措置の一つは、これも一つの環境省の資料の中で書いてあることは、議定書で求められている措置に違反したこと、不法な輸出、輸入を防止するための措置が必要。さつきも言いましたけれども、これは明らかになつたときは罰則とか規定がもう生かすことできるんですけれども、実際には、違法輸出あるいは輸入のこととしているところであります。

○政府参考人(岩尾總一郎君)

現実には、輸出輸入の問題ということで、この法律の中で、先ほど申しましたような輸出に関する違法な輸出については回収を図るなどの命令が掛けられるということ。それから、先ほどちょっと言い間違いましたが、承認を受けていない遺伝子組換え生物が混入して日本に入つてくる場合についても必要な検査ができるということにしておりますので、一応今回の法律でこの新しい遺伝子組換え生物については水際ではチェックできるというふうには考えております。

○ツルネンマルティ君 私は、これ以上それを、

ちょっと分からんんですねけれども、何か疑問が残つてるので、その網に掛からないこともあり得るような気がしますけれども、そこから次の質問に入らせていただきます。

○政府参考人(岩尾總一郎君)

申請書をそのまま公表するということは、事業者の知的財産権ある

ことは個人情報に関する問題から適切ではないと考

えます。また、申請書が提出された段階で

は遺伝子組換え生物の評価を行うための情報が必

ずしも十分とは言えないことが多いま

す。主務大臣が評価する過程で必要な情報を補う

場合もあると考えております。

したがいまして、申請書をそのまま公表するの

ではなくて、主務大臣が必要な情報を整理し、ま

た追加的に収集したものを作成した上で内容に応じ

ましてパブリックコメントを求める際に示すこと

が適切であるというように考えております。した

がいまして、むしろ、申請の段階ではなくて承認

の前にこうした情報を提供する制度としたとい

ることでございます。

○ツルネンマルティ君 私も、こういうことを質

問したのは、どつちかというと、いろんな環境團

体の意見とか意見書とかも聞いている段階で、や

はり彼らの方でも、こういうことはやはりもつと

オープンに情報公開ができるから、問題、参加する

ことができるということですから、これも実際に

は今度はどの程度問題になるか、さつき、實際

には後で分かるようになる。

同じように、よく環境団体の方から疑問に思つ

ているというのは、この学識経験者から取得した

意見、その中の秘密の部分は別として、それはや

むを得ないとしても、その意見の内容をやはり一

般にも公表することが求められているんですねけれ

ども、やはりこれも同じような考え方で公表しない

ということになつてているんでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君)

先ほど申しましたが、遺伝子組換え生物等は企業等の創意工夫の結果生

み出されるものでありますので、具体的な審査情

報の中には知的所有権に深くかかわるものも想定

される、そういうことで、そのようなものを学識

経験者が検討している過程で公開するということ

は困難であると考えておりますが、申請書の内容、

それから評価書の概要などについて、承認に際し

ます。しかし、輸入はできないことがあります。輸入の防止を、例えばヨーロッパの方では、その種に種子に対するかなり検査が必要ですけれども、それはどうやつてそういう網に掛けることがありますか。別の法律はこれをカバーするかというと、もうちょっとそれを具体的に説明できたら有り難いですけれども。

○政府参考人(岩尾總一郎君)

本法律では、違法輸入の防止を、例えばヨーロッパの方では、その種に種子に対するかなり検査もできることであります。そのため、この法律の中で、先ほど申しましたような輸出に関する違法な輸出については回収を図るなどの命令が掛けられるということ。それから、先ほどちょっと言い間違いましたが、承認を受けていない遺伝子組換え生物が混入して日本に入つてくる場合についても必要な検査ができるということにしておりますので、一応今回この法律でこの新しい遺伝子組換え生物について対し、回収を図ることなど、必要な命令を命じることができます。輸入に関しては、環境中での使用に際し、使用規程の承認を受けなければ国内では使用できないとしております。また、遺伝子組換え生物等であることが明らかなものに限らず、その疑いのある生物を使用している場合についても報告微収、立入検査などを求めることができます。さらに、承認を受けていない遺伝子組換え生物が混入して輸出されるおそれのある場合などについて違法な使用などの防止には努めてまいりたいと考えております。

○ツルネンマルティ君 私は、これ以上それを、ちょっと分からんんですねけれども、何か疑問が残つてるので、その網に掛からないこともありますけれども、そこから次の質問に入らせていただきます。

この法律の中では、申請書を出しますね。それに対して環境大臣が、それは必要に応じて承認するあるいは承認しないということはありますけれども、この関係者が申請書を出す、その申請書そのものは公表するというようなことは少なくともこの法律には何にも入つていいんだから、つまり公表するような制度にはなつていいないと見ていいですね。ちょっとこれもう一回、私は、さつきのちょっとあいまいな点がありまして、もう一回ちょっと確認したいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君)

申請書をそのまま公表するところでは、事業者の知的財産権あることは個人情報に関する問題から適切ではないと考

えます。また、申請書が提出された段階で遺伝子組換え生物の評価を行うための情報が必要です。主務大臣が評価する過程で必要な情報を補う

場合もあると考えております。

したがいまして、申請書をそのまま公表するのではなくて、主務大臣が必要な情報を整理し、また追加的に収集したものを作成した上で内容に応じましてパブリックコメントを求める際に示すこと

が適切であるというように考えております。したがいまして、むしろ、申請の段階ではなくて承認の前にこうした情報を提供する制度としたとい

ることでございます。

○ツルネンマルティ君 私も、こういうことを質

問したのは、どつちかというと、いろんな環境團

体の意見とか意見書とかも聞いている段階で、や

はり彼らの方でも、こういうことはやはりもつと

オープンに情報公開ができるから、問題、参加する

ことができるということですから、これも実際に

は今度はどの程度問題になるか、さつき、實際

には後で分かるようになる。

同じように、よく環境団体の方から疑問に思つ

ているというのは、この学識経験者から取得した

意見、その中の秘密の部分は別として、それはや

むを得ないとても、その意見の内容をやはり一

般にも公表することが求められているんですねけれ

ども、やはりこれも同じような考え方で公表しない

ということになつてているんでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君)

先ほど申しましたが、遺伝子組換え生物等は企業等の創意工夫の結果生

み出されるものでありますので、具体的な審査情

報の中には知的所有権に深くかかわるものも想定

される、そういうことで、そのようなものを学識

経験者が検討している過程で公開するということ

は困難であると考えておりますが、申請書の内容、

それから評価書の概要などについて、承認に際し

○ツルネンマルティ君 国民の代弁者としても、私もやはりできる範囲で、これは最初から国民の参加が非常に求められているし、約束されているんだから、そういうこともできる範囲でやはり公表することは望ましいんじゃないかなと思つています。

次に、やはりこれにも答えがあいまいになるおそれがあると思うんですけれども、どうしてもやっぱりお聞きしたいと思うんですね。これも、この申請書の承認あるいは拒否の条件について、この法律の中で一つの私から見れば非常にあいみなところが書いてあるんですね。

第四条には、五項のところには、生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるとき云々で承認するということになると、そのおそれがないといふ。逆に、今度は第五条の一項には、逆の場合は、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは条件付になるかかるいは承認できないといふ結果になるんですけども、この二つでも、それがないとときとおそれがあるときの基準は、判断基準はどういうことになつてゐるか、それもある意味ではつきり公表されているか。それをちょっと説明していただければ有り難いと思いますが。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 委員御指摘の点が、おそれがあるということでリスク評価の判断基準ということであるならば、生物多様性への影響リスクをどのように評価するかということでござりますので、一つは、遺伝子組換え生物が生態系に侵入して、その繁殖力が強いということで在来の野生生物を駆逐してしまうというようなことを見るというのが一つ。それから、近隣の野生生物と交雑して新しい交雑種に置き換わってしまういふようなリスク。それから、その遺伝子組換え生物が生み出す有害物質について周辺の野生生物が減少してしまうというようなリスク、そのようなものを、というような観点からそのリスク評価を

卷之三

23

卷之三

い範囲で情報開示していくことは考えております。

○ジルネンマルティ君 国民の代表者としても私もやはりできる範囲で、これは最初から国民の参加が非常に求められているし、約束されているんだから、そういうこともできる範囲でやはり公表することは望ましいんじゃないかなと思ってい

○ツルネンマルティ君 そうすると具体的には、  
例えは承認しないで拒否したときはその関係者には、  
こういう理由も加えてその返事をするんですか。  
それとも、ただこれは承認できなかつた、そのと  
きもこういう今のような理由も加えられるでしょ  
うか。これはちょっとと提出していなない質問ですが、  
関連ですからお願ひします。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 個々の事例に即し

で個別に生物多様性の影響評価を判断するという  
ことでござりますので、申請ごとにその専門の学  
識経験者の意見を聴いて、今言つたような影響の  
おそれがあるかないかということが出るわけです  
から、その結果については申請者には報告する、  
戻すということになるかと思います。

第十五条の二項には、第二種使用等に関する事  
故時の措置について書いてあるんですね。何らか  
の形でその防止、その環境に及ぼす影響、その防  
止の措置が事故で壊れたか機能していないか、あ  
るいは場合によって意図的に外した、検査が通つ  
た後ですね、そのときの対応に対してここにはこ  
ういうふうに書いているんですね。応急の措置を  
取つていいないと認めるときは云々として、措置を  
取るべきことを命じるとあるんですね。

ここで私は、例えばこれは、ああいう例えはさつ  
き言いましたように北海道でもう既に試験的には  
栽培が行われているところで、住民の、その近くの  
人たちが、いやこの措置がちゃんと機能してい  
ないということに気が付いてこれを環境省の方に  
申し出るとしますね。環境省の方から気が付かな  
いで住民の方からそういう苦情というか申出が  
あつたときは、それに對して環境省あるいは大臣  
が適切な調べというかチェックをすることになる

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先ほどの北海道のような事例ですと、少なくともその環境で既に使

用されていいことであれば、その安全性が安全性といいますか、生物多様性の影響がないと、いうことで栽培されているものがお出されるわけで、すから、それによる事故というものは考えられないのではないかと思っています。

○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新緑風会の福山でございます。よろしくお願ひ申上げます。

段本委員、それからツルネン委員、それぞれの質問はなかなか厳しくて、そして共通していると。要は、リスクに関して非常にまだいまいではないかという話がありまして、ひとえにこれは、前回の参考人質疑で、委員長並びに与野党の理事の

使用で使っているときに例えば施設が破損するとか何かで、あってはならないことです。それがどうな場合にはどのようにするかということで考え方をすれば、もちろんその二種使用を行っている者は応急の措置を取るとともに、その者の届出を受けて主務大臣がその他の応急措置を取るべきことを命ずることができるというふうになつております。

そして、今、委員御指摘の施設周辺の住民から、定められた拡散防止措置に違反しているというような情報が得られた場合には、私ども必要に応じて第三十条の報告徴収、第三十一条の立入検査などを行った上で、違反といいますか異常があるというときには、十四条の一項、十五条二項の措置命令の規定によりましてその是正を図ることが可能であるということで、実際にはそのような手続になるものと承知しております。

○ツルネンマルティ君　いや、私は北海道のことを見に出したのはちょっと私の誤りであったんだから、私は、あくまでもこの二種使用の場合は、設備が適切でないときの一般の住民の方からのそういう申出があるとき、でもその返事が答弁の中でそれは明らかになりましたので、これも一つうれしいことで、やはり積極的に国民の意見もあるいは参加が少なくとも法律の中ではかなりうたつてありますから、問題は、それは後で本当に、実際には実現できるかどうかはこれから課題になります。

私は、ここまでこんなに十七個の質問をしましたから、ここで私の質問を終わりにして、そして福山議員の方にはバトンタッチします。ありがとうございます。

○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新緑風会の福山でございます。よろしくお願ひ申し

段本委員、それからツルネン委員、それぞれの質問はなかなか厳しくて、そして共通していると。要は、リスクに関して非常にまだいまいではないかという話がありまして、ひとえにこれは、前回の参考人質疑で、委員長並びに与野党の理事の皆さんのお努力での参考人質疑が行われたことは大変貢献をしていると思っておりまして、僕は、今回のこの法案の審議に当たってもやっぱり参考人質疑の重要性というのは実は大変感じております。して、今後もこの委員会は参考人の先生方の意見を聞きながら審議を進めていくような習慣が付ければいいなというふうに、最初は感想として申し上げておきます。

一つ目、私も重複することがあると思いますが、段本委員やツルネン委員のように私は人が良くありませんので、もっと嫌なことを言うかもしれません、が、お許しをいただきたいと思います。

まずは、このカルタヘナ議定書を批准をすることに際して担保法としてこの法律が出てきたと。これに関しては私も評価をしているんですけど、現実には、遺伝子組換え生物が輸入されてきたのは九六年の終わりか九七年ぐらいから入ってきているわけですね。これ、議定書に伴つて法律が整備をされているという形ではなくて、本来これはどうリスク管理が分からぬといふのが、まだ科学的知識があいまいな状況のままの、まことに、は、実は主体的に我が国としてもう少し前からきちっとこういった形の法律の議論はされるべきではなかったのかというふうに私は思つております。そこについては環境大臣、どのように思つておりますか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 確かに先生が御指摘のとおりに、遺伝子組換え生物、そういうものが以前より行われていた、また入ってきていたといふことでござりますから、もう少し早い取組があつ

てしかるべきであったという御指摘は、それはそのまましっかりと御指摘を受け止めたいと思っております。

ただ今までも、遺伝子組換え生物につきましてはそれぞれ各省庁でガイドラインというものを作って、そのガイドラインで一定のしっかりと対応はなされてきたとそういうふうには認識をいたしております。ここにまいりまして、そうしたガイドラインでやつてまいりました規制というものを通じて様々な知見も蓄積をされたことでござりますし、今、福山先生が御指摘になりましたカルタヘナ議定書もいよいよ世界で四十五か国が批准をして、間もなく五十か国というその発効への要件が整いつつあるという、そういう一つのきっかけも確かにございますが、そういう中で、今回こうしたそれに対応する国内法をお願いしているということございます。

○福山哲郎君 もうこれ以上この話はしませんが、やはりもうこの委員会で度々出ています予防原則の議論をやはり二十一世紀我が国の行政の中で定着をさせていくためにも、こういった例はなるべく早く対応していただくよう環境省さんには御努力をいただきたいというふうに思いますし、農水省並びに厚労省、私も今日来ていただいているわけですが、同様にお願いをしたいと思います。具体的の中身に入っていきます、時間がありますので。

この法案では、遺伝子組換え生物を使用したい者が自らリスク評価を行つて主務大臣に申請することになっています。要は、当該遺伝子組換え生物を使用したいと思っている人間がリスク評価をするわけです。その申請が、余りいい例ではないんですが、最近の例の牛乳の偽装表示やBSEの偽装工作など、企業側のモラルが大変低下をしていて、食品に対する信頼性が落ちていることは、行政に対する信頼性も落ちているのかもしれないが、やっぱりこの食品を扱う企業のモラルの信頼性の低下というのが国民にとっては大変不安の僕は元凶になっているというふうに思つております

して、このような状況において事業者が申請をするということに対し、そのリスク評価の透明性など、その事業者が行う試験内容についてどのように担保するおつもりなのか、この法案の中にあります評価項目や、更に言うとその試験内容、その事業者が行う試験内容についてどのように形で行われるおつもりなのか、お答えをいただけますでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先ほど申上げましたが、今まで各省ガイドラインに基づいて審査を行つてまいりましたが、本法の規定によりまして、今後は法律上の義務として生物多様性影響評価書を提出し承認を受ける。虚偽の申請をすれば承認を受けた場合の罰則も規定されております。主務大臣の承認を受けるに際して、主務大臣が定める評価項目ごとに後々、後々といいますか、主務大臣が定める評価項目というものを制作するわけでございますが、必要なデータを収集し、それらのデータを基に生物多様性影響評価を行うことになります。こういう具体的な方法は、学識経験者ほか広く意見を聞くということで学問上も担保したいと

います。しかし、承認に当たつての個別審査では、これら学識経験者の意見を聞きながら生物多様性の影響評価を評価し、データの整合性に疑義が生じた場合、必要に応じて追加情報を求めるということにしております。

こういうような仕組みを通じて遺伝子組換え生物等の開発企業から信頼性の高いデータを確保することが可能になると考えておりますので、適切な評価ができるというふうに考えております。

○福山哲郎君 済みません。私はさつき申し上げましたように嫌らしいので少しお伺いしますが、虚偽の申請かどうかは一体だれがチェックするんですか。どこの時点で分かるんですか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 申請自体はその書類に基づいて行われますので、それが少なくとも学問上の知見と合っていないということであればリスク評価を行う、つまり専門家の意見によつて

それが虚偽であるということが分かるだらうといふうに考えております。

○福山哲郎君 評価の項目はどのような項目を今想定されているんでしようか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先ほど申し上げました、ソルネン委員に申し上げましたが、一つは、その生物が侵入することによって既存の生物を駆逐するということ、侵襲性ということですね。それから二つ目は、既存の生物と交配して新しいといいますか雑種ができてしまうという交雑性の有無。それから三つ目としては、その新しく持ち込まれる生物の毒素とかいうようなものによって既存の生物が駆逐されるというようなもの。そのようなものと、あとこれはあと専門家の意見を聞くということになるかと思いますが、参考人の方からもいろいろな意見をいただいておりますの

で、そういうものに加えて幾つかの項目でリスク評価をしていくということになるかと思います。

○福山哲郎君 実は、そのリスク評価の中身が分からぬ状況で実はこの法案の賛否を議論するのも非常に危険だと思ってるんですね。後で項目が出てきてそれが本当にリスク評価できるかどうか、僕らの手にはもう分からなくなるわけですから。ただ、それはもう言つても仕方のないことで、よりこのリスク評価の項目についてはしっかりと慎重に御検討いただいて、より正当性、信頼性の高まるものにしていただきたいというの

は一つの希望です。

じゃ、その次に、これも先ほどから話が出ていますが、主務大臣が判断するときに学識経験者の意見を聴いて判断するということになつてます。しかしこれ、学識経験者の意見を聞くといふことは、関係各省の連携を図るということと、関係各省の連携を図るといふことが、主務大臣が判断するときに学識経験者の意見を聴いて判断するということになつてます。それから、進め方、審査の進め方ですが、先ほど言いました第一種使用規程の審査などの方法は今までのガイドラインの、各省のガイドラインによる組換え生物の審査による経験も活用した

人選についても先ほど申し上げました。その審査に必要とされる知見が異なるということが大変多いと思われます。そして、今まで各省がガイドラインを運用するに当たつて意見を求めてきた専門家という方々もおられるかと思います。そういうような方々によりまして適切な生物多様性の影響評価は実施できるよう運用していきたいと考えています。

それから、なかなか専門家の数、数というか質の問題も言われるかと思いますので、活動、日本生態学会などの活動が強化するということも聞いておりますので、そういう方々、新しい研究者などの発掘も努めてまいりたいと考えております。

それから、進め方、審査の進め方ですが、先ほど言いました第一種使用規程の審査などの方法は今までのガイドラインの、各省のガイドラインによる組換え生物の審査による経験も活用した

いということと、関係各省の連携を図るといふことが、主務大臣が判断するときに学識経験者の意見を聴いて判断するということになつてます。しかしこれ、学識経験者とはどのような専門家でどのような基準によつて選任するのか。また、意見を聞く場はどう状況とか法案には書いていません。これは先ほど段本委員が聞かれましたので重なりますが、学識経験者とはどのような専門家でどのような基準にあります。それそれでやつていくといふことは非常に非効率だといふうに想定しておりますので、実際に今後検討したいところでござりますけれども、十分関係省庁の連携を図れるような主務大臣が委嘱した学識経験者による審査のための会合というものを作つて、できる限り的確、効率的に運用していきたいというふうに考えております。

○福山哲郎君 今の範囲ではできるだけ答えてい

ただいたんだという」とは評価をいたしますが、主務大臣の委嘱した学識経験者の会合みたいなものという形は一体どういう場なのか。任意の場なのか。例えば、じや、申請が上がってきたら、一回一回、一件一件それをその会合に持っていくのか。それから恐らく、さつき言われましたように、それぞれのガイドラインに沿って、農水省関係なのか厚労省関係なのか、それぞれの関係によつて多分申請の中身も変わつてくると思いますが、その辺はどういうふうにされるおつもりなのでしょうか。

としてはどのように体制を整備して今後そういう体制を充実していくおつもりなのか、何かお答えはございますでしょうか。

○國務大臣(鈴木俊一君) この分野におきます専門家の数が少ないという御指摘、これが先般当議員会で行われた参考人質疑のときにも御指摘があつたということを承知をしているところであつます。

それで、まず生物多様性への影響評価に関する分野の研究がまだ十分進んでいないというのだが、一つあるんだると、そういうふうに思います。それは、遺伝子組換え生物が生態系に与える影響のみならず、こうした生物の多様性を維持するシステムがどうなっているのか、あるいはこの生産といいますものが、その種類が絶滅に至るプロセスがどうなっているのか、そういうふうな幅広いこうした分野への研究というのは、いまだ行わなくて、十分進んでいないというような感じがして、ります。

そして、したがいまして今後こういう分野の研究を進めて、また人材も増やしていくなければいけないと、こういうことでございますので、今後関係する分野に研究費を重点的に配分をいたしますとか、あるいは生態学に関係する学会に対しま

して生物多様性への影響評価にかかる研究の促進を働き掛けると、こういったことを通じて研究の促進と専門家の育成を図つてしまいりたいと思います。

さらに申し上げれば、この法律は主務大臣が農務、文科、厚生労働、農水、経産、環境と六人の共管ということになります。分担関係も明確であるわけですが、生物多様性の影響を評価するということになると、どういう状況の申請が少ってきたとしても、私は、そこには必ず環境省が答えてやつぱり関与すべきだと思ってるわけですが

ね、生物の多様性の影響評価という重要なこの法律の限界があるのですから。

の内容を見なければ分からぬといふのはよく分かるんですが、そういう点はどのように想定されていますでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） 審査に当たりましては、

関連する様々な分野の専門家の意見を聞くこととなつております。御指摘のとおり、学識経験者の意見が一致しないということもあり得るわけでありますけれども、必要に応じまして追加的データを求めるなど、議論が尽くされるよう努めてまいります。

る所存でございます。最終的には科学的に不確実な要素がある場合には行政が総合的に判断することも必要になると、そういうふうに考えております。

また、遺伝子組換え生物を所管する大臣など関係省庁との間においても、こうした学識経験者の意見を取りまとめていく過程で十分議論を尽くして、最終的には法の目的が十分担保されるか否かの観点に立ちまして協力してまいりたいと思っております。

○福山哲郎君 実は先ほど学識経験者がどういう仕組みの中で決定をするのかとか、申請書をどういうプロセスで決めて許可をしていくのかということは、実は今の話にかかわってくるわけですね。つまり、意見が分かれた場合だと、どのように

決定をしていくのかというのが、その仕組みが分からぬ限りはやっぱり正当性が見えなくなるの

で、今の大臣の御答弁のように是非議論を尽くしていただきたいということ。

中身はどういったことだったのかというのが非常に重要になつてくるわけです。つまり、科学的な知見が完全に確立していない以上、長期的に見れば国民一人一人に何らかの影響が及ぼす可能性を秘めているということです。だからこそ、先ほど言つた仕組み、それからそれに對するどういう申請書類が出て、それに対してもそれがどういうこと

を意見を言つて、それによつて決定はどのような手順でされて、どういう理由だからそれが承認をされたか、承認をされなかつたかというのが私は非常に重要な点だというふうに思つてゐるわけですが、先ほどもお答えいたいと思いますが、

その事業者の申請書類、それから大臣が聴取した学識経験者の意見や審議の過程というのは公表される予定はあるのかどうか、お答えいただけますか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先ほどもお答えいたしましたが、この遺伝子組換え生物等は企業の創意工夫の結果生み出されるものでございますので、具体的な審査情報の中には知的所有権に深くかかわるものも想定されるので、審査の過程そのものを公開することは困難であると考えております。

ただし、法で定める第一種使用規程について公表すること、それから環境中で行う使用については、承認に際し、その内容について知的所有権を侵害しない範囲で必要な情報は公開するということにしてまいります。

○福山哲郎君 知的所有権の問題があると思いますから、そこはできるだけ公開をしていただくと、公表していただくことでのないところではございません。ところでは不安が募ると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、これは、この法律は当然カルタヘナ議定書に基づいている担保法だというふうに思つておりますが、このカルタヘナ議定書ではリオ宣言第十五原則を再確認するということが議定書には書かれています。このリオ宣言第十五原則といふのは、いわゆる先ほどから議論になつてゐる予防原則です。

したがつて、この法案によつてリスク評価を行う場合には当然このカルタヘナ議定書のリオ宣言第十五原則を再確認する、いわゆる予防原則的な判断基準、すなわち安全性が確認されていないものに関しては承認はしないんだという基準を採用すべきだというふうに考えますが、政府の見解

はどのようなものでしようか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 福山先生から御指摘のとおり、このカルタヘナ議定書にはいわゆるリオ宣言の原則十五に規定される予防的な取組方法に従うということが明記をされております。したがいまして、その国内担保法であります本法におきましても、その考え方というものが踏まえられたものになつてゐるということであります。

で、具体的にどのように反映をされるのかといふことでございますが、本法における承認の過程につきましては、一例でありますけれども、例えば生物多様性影響が生じるおそれのある環境中での使用を目的とする遺伝子組換え生物等について、その使用に先立つて生物多様性への影響評価を行い、承認を受けることが義務付けられていること、また生物多様性への影響評価に必要となる科学的知見が必ずしも十分に得られていない場合にあつては、試験的な使用を行い情報を収集した上で使用を拡大することとしていることなどに予防的な取組の考え方というものが示されているわけでありまして、こういうことを通じまして未然防止というものに努めてまいりたいと思っております。

○福山哲郎君 さらには、先ほど少し出ましたのが、モニタリングの仕組みでございます。その使用が承認された後何年かたつてから例えば悪影響や被害が発見される可能性もこれないとは言えません。前回の参考人質疑でもそういう話も出てまいりました。ですから、使用を承認した遺伝子組換え生物の利用状況についてやっぱり継続的にモニタリングを行うことが私は必要だというふうに思つてゐるんですが、この法案では残念ながらモニタリングについてはつきりとした明確な状況というか規定はないというふうに思つてゐるんでですが、この点について政府はどのようにお考えで

いての知見のほか、影響を受ける生物、生態系に

関する知見を一層今後とも調べていくということが必要です。評価時に、評価する時点では最新の科学的知見に基づいて行われますけれども、評価時に予測できなかつた環境の変化、科学的知見の充実によってその後にこの影響が生ずるおそれがあると認められるに至つたというふうな場合は当然あるわけでございますので、この承認を行つた遺伝子組換え生物についても必要に応じその使用による影響というものについてデータ収集を行つて、その使用に先立つて生物多様性への影響評価を行い、承認を受けることが義務付けられていることとともに可能でございます。必要な場合にはこれらの措置を組み合わせて実施し、正確なデータの確保に努めてまいりたいと考えております。

○福山哲郎君 そこは分かるんですが、一つ気になるのは、そのモニタリングなりデータを収集するのはその承認の取得者からだということです。ということは、承認の取得者というのはその使用者が承認された後何年かたつてから例えば悪影響や被害が発見される可能性もこれないとは言えません。前回の参考人質疑でもそういう話も出てまいりました。ですから、使用を承認した遺伝子組換え生物の利用状況についてやっぱり継続的にモニタリングをするときに、例えば悪い影響や被害が出てきたときにそれをちゃんと即座に、例えば環境省なり申請省庁なりに言つてくるというふうには限らなくて、正に今おっしゃられましたように必要に応じて、例えば情報、データをよこせといふ話は必要に応じたということを、例えば環境省側が認知をしたときというのは、ひょっとしたらもう相当悪影響が起こつてゐる可能性があつて、その部分に関しては承認を取得した者以外の部分で、場所でとかモニタリングをしていくような仕組みというのは考えられないのか、そこはいかが

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先生御指摘の点、もつともでございますが、環境省として環境改変があつたかないかということは当然調べなきやいけないというふうに思つています。私どもの今持つております行政として、客観的なモニタリングをやるべきデータとしては、緑の国勢調査と言

われているような自然環境保全基礎調査、それからレッドデータブックなどございます。生物多様性に関する知見というのも積み重ねてきておりますけれども、今年度予算が新しく付きましたモニタリングサイト一〇〇〇とか、日本全国にわたりつて一応網の目を掛けているつもりでございます。環境省としては、この規定を活用して承認取得者に對して自らの開発した遺伝子組換え生物等の使用状況についてのデータなど必要な情報の収集、その提供を求めることがあります。その情報に基づいて実際の使用者から直接報告を徵収することも可能でございます。必要な場合にはこれら措置を組み合わせて実施し、正確なデータの確保に努めてまいりたいと考えております。

○福山哲郎君 いや、だからそこが問題で、我が国の場合には何らかの形の影響や悪影響が、被害が出てから慌てて後手後手に回つてという例がやつぱり最近では非常に多くて、そこは非常に気になつてゐるところです。

それから、もし承認後影響が判明した場合、原状復帰に對して責任がどこにあるのかと。例えば、そこに、その承認を取つた事業者が違反行為がない場合は、その事業者も全く違反行為をしていない。それで、たまたまその科学的知見が足りなくない場合です。承認をしたと、でもそれは承認をしたのは、その事業者も全く違反行為をしていない。

事態が生じないように未然防止に努めるということが一番でございます。万一千かかる影響が生じた場合には、販売先などにおいて環境中に放出されず保管されているものの使用の中止ということです。まず影響の拡大を防ぎたいというふうに考えて、も、例えば栽培中のものを刈り取るなどの措置

によって効果が上がるというふうに考えていました。それから、原状回復ということです。承認された使用規程に基づいて正しく使つていつた場合に生じた生物多様性影響に関する原状回復については、もちろんその使用者に使用の中止を求めるということですが、使用者のみならず、遺伝子組換え生物等につき意見を有する開発者などの承認取得者にも協力を要請することになると考えています。そして、行政としても応急措置を講ずることが求められる場合であれば、既存の制度、組織を活用しながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

○福山哲郎君 この法律はまだ本当に科学的知見が足りないところがあつて、不明確な点がたくさんあるんですが、そこは運用上しっかりと対応していくしかない、やっぱりBSEの問題や薬害事件の問題は、やっぱりそれの長期にわたって国民に影響が及ぼす可能性がありますので、是非慎重に対応していただきたいと思います。農水省と厚労省さん来ていただきたいんですが、時間がなくなつたので簡単にお答えください。表示の件です。

まず、食用油やしょうゆなど、先ほど段本委員の質問もありましたが、これに対する表示義務がない理由。それからその混入、許容混入率ですね。遺伝子組換えの混入率がEUでは1%という厳しい数字なんですが、日本は5%と、これが日本の場合が高い理由。それから、不使用や不分別や、使用や、あと表示がないものとか、その表示方法が非常に消費者にとって分かりにくくなつて後対応していくつもりなのか。もう時間ありませんが、簡潔にお答えをいただきたいと思いま

す。

○政府参考人(山本晶三君)お答えいたします。

日本において、油やしょうゆにつきましては遺

伝子組換えの表示の対象外となつておりますが、

これはEUと違います。食品においてDNAや、これに基づきまして生じたたんぱく質が残存しないもの、これにつきましては表示の対象外とすることにしておりまして、これは平成九年から十二年に、二年間にわたりまして食品表示問題懇談会で、遺伝子組換え食品部会というのを作りました。消費者を含めます生産流通業者、いろんな方々から御議論をいたいた結果でございまして、平成十三年からこれをやつている結果でございます。

そういう意味で、今、日本の混入率5%ということでございますが、現在日本においていわゆる分別、生産、流通、管理、これを行つておるわけ

でございますが、そうしておきましても、例えばバルクで輸入されるような農産物の場合につきま

しては、どうしても最大で5%程度の混入する流

通実態ございます。そういう意味でこの5%といふ数字が出ているわけでございまして、それはEUの場合とは流通の状況が違うんじゃないかといふふうに考えております。

また、その表示につきまして、先生御指摘のよ

うな表示にしております。これにつきましても、先ほど申し上げました食品流通の懇談会でいろいろ御議論いたしました。パブリックコメントを

再開いたします。

○委員長(海野徹君)午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

○委員長(海野徹君)ただいまから環境委員会を開いています。

等というものが考えられなければならないといふことだと思うんですね。現在の段階でいかなるルール等でこの予防的取組方法といふものを適用しているのか、その辺について、まず御答弁をお願いしたいと思います。

題が生じ、その対策を講ずるプロセスにつきまして、一般的に、まず問題の原因の特定、その問題の影響の深刻さの評価、そして対策のオプションの洗い出し、また対策の効果、影響などの評価を専門家などの意見を聴しながら環境上の支障を未然に防止するを旨として、必要な対策を選択して実施していくくというのが一般的なプロセスだらうと思います。

○加藤修一君　いや、確かに環境基本計画の中に  
は、「環境の世紀への道しるべ」ということで、二  
〇〇〇年の十二月二十七日、第二部では「二十  
世紀初頭における環境政策の展開の方向」という  
ことで、その第二節で「持続可能な社会の構築に  
向けた環境政策」というのがあって、そして基本  
的な考え方があつて、その基本的な考え方の中に  
いわゆる環境政策の指針となる四つの考え方、そ  
のうちの一つとして予防的な方策というのがある  
わけでありますけれども、必ずしも私は、この予  
防的な方策の中身、環境基本計画の中に書かれて  
いるものについては、具体性がもう少し持たせ  
よう努めした方がいいのではないかと、そ  
う思います。

今まで何回か質問してくる中で、カナダの例と  
その中でのやはり適用にかかる規則というもの  
についても十分参考にして、いわゆる予防的取組  
方法の運用ルールを具体的に作成すべきではなか  
ろうかと、このように思いますけれども、この辺  
についても御見解をお示ししていただきたいと思  
います。

○政府参考人(炭谷茂君) 一般的には、化学物質  
や遺伝子生物などの管理を始めとして、技術の開  
発が大変進歩、進展が著しい。それに対しても環境  
上の影響等についての科学的知見の蓄積が十分で  
ない。また、それにに対する、追いつくための時  
間を要するという分野について予防的な必要性が  
高くなるというふうに考えておりますし、また逆  
にそうではないという、比較的予防的手法の必要性  
が低いという、いろいろなケースがあるわけでござ  
ります。課題ごとに予防的な取組の必要性の程  
度、またその在り方が異なるんではないのかなど  
いうふうに考えておりまして、先生御指摘されま  
した、一般的なルール化が可能かどうかというこ  
とについては十分な検討を要するのではないかと  
なというふうに考えております。

一方、先生が引かれました環境基本計画にお  
いて、環境政策の指針として予防的な方策が定めら  
れておりまして、この施策の指針の具体的な適用  
の在り方に於ては、課題ごとに予防的取組の必  
要性、その在り方が違いがあることを踏まえまし  
て、基本計画の点検、これは五年ごとに行うとい  
うことになりますけれども、基本計画の  
点検の過程におきまして、予防的取組に関する施  
策の進展や今後こうした取組が必要な問題を洗い  
出しまして、また海外の事例等も整理しながら研  
究していくべきということについて、質問通告はして  
ざいます。

○加藤修一君 ちょっと頭が整理、私できないん  
ですけれども、具体的に、前回といいますか、カ  
ナダのケースについても紹介しておりますので、  
いわゆるこういうことについて、質問通告はして

おりませんが、こういう海外における予防原則の動向を見てていきますと、やはりガイドラインとして一つ一つ作り上げつつあるというふうに理解していくんではないかと思いますけれども。

これは、先ほど五年ごとに見直しという話がございましたけれども、やはり私は、前向きに、具体的にやはりそういう適用ルールというのを、これは恐らくいろんな予防的取組方法が日本の中にあって、それを、その複数のやつを貫いている抽象的な共通する事項というのは必ずあると思うんですね。そういうもののをやはり抽出して作り上げていくことが極めて私は重要でないかと思つてますけれども、この辺についての御見解がござればよろしくお願ひしたい。

○政府参考人(巖谷茂君)　ただいま先生が御指摘されました海外の例、例えばEU、カナダ、イギリス等の事例について勉強をさせていただきております。その中において、いわゆる予防的な取り組みた予防原則と言つてもよろしいんだと思いますけれども、そのような原則について書かれておりまして、私どもも大変参考になる事項だらうと思つております。

しかし、我が国における現在の環境基本計画において、それぞれの具体的な事例ごとにまず積み上げ、その取扱いをしていこうということがより現実的なアプローチであろううふうに思つておるわけでございます。したがつて、現在、五年ごとの見直し、これは平成十三年に作りましたからあと二年ちょっとで来るわけでございますけれども、その際、このような具体的な事例の積み重ねというものを十分参考にしながら、どのように予防的取組を行っていくかということについて検討してまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○加藤修一君　よろしく積極的にその辺について検討を早く進めていただきたいと、そのように思います。

それで、事例についてお話を、事例という言葉を使ひながら話がございました。そこで、環境省が

におけるこの予防的取組方法の具体的な事例、これぞというものをちょっとと紹介をいただきたいんです。ですが、こういう法律の中にこういった形で実は入っているんですねよということ、これが国民に向けて分かりやすい説明にもなるということも含めて説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 昨年、加藤議員から質問主意書でも御回答したところでございまが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第三条、第四条、新規化学物質の製造の届出と事前審査の仕組み等は、予防的な取組の考え方沿った対応と考えております。

現在、御審議いただいている本法でございますが、生物多様性条約カルタヘナ議定書ではその目的にリオ宣言の十五に規定する予防的な取組方法に従うとされておりまして、本法も予防的な取組の考え方を踏まえております。具体的には、生物多様性が生じるおそれのある環境中での使用を目的とする遺伝子組換え生物等について、その使用に先立つて影響評価を行い承認を受けるということの義務付け、生物多様性に必要とされる科学的知見が必ずしも十分ない場合には試験的な使用を行い情報収集した上で使用拡大する、必要に応じて使用開始後の状況を把握でくるようにし、承認時に予想できなかつた環境の変化や科学的知見の充実により生物多様性影響を生じるおそれがあると判断された場合には使用の変更、廃止があるという措置があるということござります。

これらは、EUの規制においても必要以上に貿易の規制をするものであつてはならないというのもあります。が、技術的、経済的実現可能性を考慮すべきこと、あるいは十分な科学的根拠を得たための合理的な期間内に再検討を行うなど限定的に運用していると承知しておりますので、このようなものとの整合性もあるというふうに考えております。

○加藤修一君 そういう具体的な例があるわけですか。けれども、私は、国民の側の方も予防原則という言葉は、NPOを中心にしてありますけれども、比較的多く使われるケースが多いと。それで、今日の参考人の陳述におきましても予防原則といふ言葉が出たり、あるいは予防的取組方法、方策、方法ですか、そういった、どういうふうに理解すればいいかなと思う局面も当然あるわけなんですね。ますよ、場合によつては、将来EU的な予防原則というような方向に向けて今議論をしているとか、そういったいわゆる環境省として宣伝するということについて今統一されている、そして具体的にはこういった法律の中に積極的に生かされています。でも、場合によつては、将来EU的な予防原則といふ言葉が出たり、あるいは予防的取組方法とかも、政府としてやはり、予防的取組方法とすることについて今統一されている、そして具体的にはこういった法律の中に積極的に生かされています。ですから、パンフレットを作るようなことを通してコミュニケーションを大いに図るべきでないかなと、そう思つておりますので、その辺についても検討をよろしくお願いしたいと思います。

それから、環境基本計画のいわゆる予防的取組方法でありますけれども、必要に応じてあるわけなんですけれども、先ほど来からも若干の説明がございました。ただ、私、この必要に応じていうのは、以前に行政の人と議論したときにケース・バイ・ケースだという言い方されたものですから、その場合のケース・バイ・ケースというはどういった意味であるのかというのではなくかなもう少し論理的に分かりづらい表現でございました。

るということになつてはいけないと。また逆のケースについても同じです。一律に同じような待遇を受けるべきではない、違うのにもかかわらず同じ待遇を受けるべきではないと、そういうこととありますし、さらに、再評価を受けるといふのは、これは予防原則を導入したときに、その後、科学技術の進歩に対して、科学的な知見が積み重なってきて定期的に再評価されなければいけない、必要なならば修正されるべきであるという、そういうことが一つの予防原則の適用のルールとして実は作られているわけですからけれども、こういったことがやはり、環境計画といふんですか、環境基本計画、その中における予防的取組方法について、そういった面についてもやはりつながっていく在り方として考えていくべきではないかと、このように思いますけれども、その辺についてどのようにお考えでしようか。

ているのは、再評価を受けるという、そういうふうなところですね。それが指針として、科学的知見が積み重なってきたときに再評価をしなければいけないとか修正をしなければいけないと、そういうねばならないというふうになつていることが即重要な意味を持つてゐるわけであつて、充実に努めるということで、努めた結果それがどうなのかなというのが、それ以上何もないわけありますから、その辺が極めて私は大事だと思いますけれども、どうでしょうか。

○政府参考人(炭谷茂君) まず、私どもいたしましては、環境基本計画の運用といいますか、それの実績というものをまず積み重ねてまいりたいというふうに考えております。の中から、おのずから予防的取組の望ましい方向というものが徐々に集約してくるというふうに考えております。そのようなことで、今後、環境基本計画の見直しというのもスケジュールに上つてきますので、その中で十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○加藤修一君 是非よろしく検討をお願いしたいと思います。十分経験は、私は日本ぐらい経験が豊富なところはないと思っておりますので、これから更に経験を深めることもそれはそれで重要な点だと思いますけれども、既に既往の経験は豊富にあると思いますので、その中から出てくる様々な適用のルールということを考えられると、そういうふうに思つてゐるものですから、あえて何回となく取り上げて質問をしているわけでございます。

それでは次に、適用のルールの関係で、経験があるかないかという話になつてゐる部分もあるんですけれども、SPS協定、この第五条の第七項、これについては日本もリンゴの検疫の関係で、いわゆるSPS協定において暫定的に予防原則、その論文にはそういうふうに書いてありましたのであえて予防原則というふうに使つてしまいますが、それでも、そういうものに基づいて日本政府が経験した経緯がござります。

そのときに四つの要件というのがありますて、

それを紹介しますと、入手可能な情報の内容が科学的根拠とするには不十分であること、あるいは、そのSPS協定に基づく予防的措置は入手可能な適切な情報に基づかなければならぬこと、あるいは三番目として、予防原則に基づくSPS措置を適用している間も当該国が一層客観的なリスクアセスメントのために必要な追加の情報を得るよう努めていること、四点目としては、暫定的なSPS措置は適当な期間内に再検討されていることなどということで、四つの項目がこれはSPS協定第五条の七項を要約した中身になるわけありますけれども、こういったことについて日本政府も様々な経験を得ているわけですからども、こういった面についての認識、見解をお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) SPS協定、衛生植物検疫措置ですが、十分な科学的証拠に基づかなければならないとして、今、先生がおっしゃいました、例外的な措置を取る場合には今の四つの要件を提示しているわけでございます。

我が国としても、これまでSPS協定の下、WTO紛争処理機関において、我が国に係る案件も含め、動植物検疫、環境の保護に関する措置等に関して様々な議論が国際的に行われてきていることは承知しております。今後、カルタヘナ法を運用していくに当たり、貿易関連協定との整合性を踏まえる観点から有用な経験になると考えております。

今後、カルタヘナ法を予防的取組方法の観点も踏まえて運用していくに当たって、この貿易関連協定との整合性が問われるるすれば、御指摘のSPS協定第五条七項と関係してくるものと考えております。

○加藤修一君 時間がないから次に参りますけれども、あと、よく議論される話でありますけれども、ホルモン牛肉の関係でございます。

この紛争の経験から、EUは、いわゆる予防原則の内実の強化、予防原則を精緻化していくかなければいけないと、こういうふうに考えておりまし

て、最終的に、私が調べた範囲ではE.U.の中にE.U.法としても設置したというふうに聞いているわけなんですねけれども、いわゆる予防原則の精緻化、こういうふうにE.U.はかなり強烈に前に進んでいるという状況だと私は理解しておりますけれども、こういった面についてどういう認識、評価をされておりますか。

○政府参考人(若尾總一郎君) E.U.においては、御指摘のホルモン牛肉紛争の経験から、予防原則の適用の方法に関する文書を欧州委員会が二〇〇〇年に公表しております。

この文書において、予防原則は、有害な影響を及ぼすおそれが特定されているものの、十分な確度を持つそのリスクについて、主にリスク管理にかかる意思決定者がこれを科学的に決定できない場合に用いられる取組方法であるとされております。また、予防原則に基づき取られる対策に求められる条件として、保護のレベルに応じてること、類似の状況には同じように対処すること、過去の対応と整合していること、対策を取る場合と取らない場合の便益とコストの調査に基づいていること、新たな科学的知見に照らして見直されること、科学的根拠の生み出す責任の所在の明確化が記述されております。

E.U.では、遺伝子組換え生物の分野においてもこのような考え方を踏まえ、二〇〇一年に遺伝子組換え生物の環境放出に関するE.U.指令を改正しましたと承知しております。今後、E.U.指令に基づく個別の措置の運用が進められていくことと考えられることから、我が国としてもこのようなE.U.の取組は注視してまいりたいと考えております。

○加藤修一君 ありがとうございます。

それで、今まで多少の質疑応答を繰り返しながら、日本における予防的取組方法の適用ルール、そういうものが十分検討をしていくべきではなかろうかという私の主張と、そういうことも含めて見直しの中で前向きに検討していくみたいと、こういった話がございました。

大臣に質問なんですけれども、是非こういった面について積極的に私は取り組んでいっていただきたいと。場合によっては、場合によつてはどいう言い方もおかしな話でありますけれども、将来的にはやはり私は、E.U.のような中身を持つ予防的にはやりますけれども、そういう方法が社会の仕組みとして一定の定着が進んでいく、そういう形になることが極めて私は望ましいと、そんなふうに思つてゐるものですから、やはり環境省がこういった面についてもインシアチブを取つてやっていくべきであるということでは非前向きの検討をよろしくお願いしたいと、このように思いますけれども、感想を含めて大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣(鈴木俊一君) 先般の化審法の経済産業委員会との合同審査のときも、先生からこの問題取り上げられたところであります。今までのやり取りを踏まえてといふことでありますけれども、率直に申し上げまして大変難しい問題であると、そういうふうに思つております。

我が国の環境基本法の中では予防的取組の方策という考え方方が取られて、そういうものが、化審法でありますとか本法の中にその考え方方が取られて、一方においてE.U.などの予防原則といふものがあるというわけであります。それの定義、また使い方も、例えば先生も御指摘になられたように、さきの参考人質疑でもそれぞれの先生がその辺をそれぞれ使つておられるというような御指摘もございました。両者に共通するところ、両者

本法の点検、これは五年に一度行われるわけでございますけれども、そういうときに、本法案でありますとか化審法でありますとか、こうした予防的取組方策の考え方方が採用されております施設の進展の評価を行う、また今後取り組むべき問題点の洗い出しも行う、そして環境政策全般、全体についてこの予防的取組方法の議論を更に深める。さらに、先生からも再々御指摘のござります各国の取組の状況の把握等もいたしまして、適用に当たつての考え方の整理を行うために専門家の意見を聞く機会、こういうのも設ける必要があろうかと思ひます。

そういうような機会も設けまして、環境省としても研究をしてまいりたいと考えております。

○加藤修一君 よろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

○岩佐恵美君 生物多様性の保全について驚谷参考人は、単に生物の種類数を多く確保するというようなことではない、進化の歴史を共有する生物種及び環境要素から成る調整済みの関係ネットワークとしての動的で均衡の取れたシステム、健全な生態系を維持するために在來の遺伝子、種、生態系を保全し持続的に利用することと述べておられました。

ところが、現代の商業的な食物、飼料分野での遺伝子組換え技術の活用は、除草剤耐性大豆や害虫抵抗性のトウモロコシなど、特定の目的に沿った遺伝子組換えを行つた作物だけを大量に栽培をする、そして在来の品種を淘汰をするということになります。

私は、遺伝子組換え技術の活用そのものが生物多様性とは逆の方向を向いている、そういうふうに思つております。これは、個々の環境問題について、それぞれ、どの程度の予防的な取組の必要性、その程度の違いがあると思いますし、また在り方も異なつていると、そういうふうに思ひます。

先ほど炭谷局長も答弁いたしましたが、環境基の生産、医薬品の開発など多くの分野において利用が行われているところであります。この遺伝子組換え技術というのは有用な技術であると、そのように認識をしております。

しかし、一方におきまして、こうした遺伝子組換え生物等によりまして環境中の生物の多様性、規制というものをしっかりとやつていくことが重要であると、そういうふうに考えているところであります。

昨年十二月に、政府部内のB.T.戦略会議におきましてバイオテクノロジー戦略大綱というのが取りまとめられました。そこにおきましても、バイオテクノロジーの発展には、産業への応用技術開発とその安全性確保が車の両輪であると、そういうふうに指摘をした上で、合理的な規制の存在が消費者の安全性の信任を得る大きな道であると述べられています。

こうした考え方、これは度々答弁をさせていただいておりますけれども、環境と経済の統合といふそういう考え方にも沿うものであると思っております。生物多様性の確保、それと遺伝子組換え生物等の有効な活用、この二つの課題につきましても、本法に基づく適切な規制を通して両者を両立させていくべく取り組んでまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 既に大企業による遺伝子組換え技術の大規模な商業的利用で数々の問題点が指摘をされています。例えば、昭和電工のLトリプトファンの不純物の生成による死亡事件、G.M.ジャガイモを与えたラットの免疫力低下、B.t.トウモロコシの花粉によるオオカバマダラ、ガの幼虫への影響、B.t.トウモロコシの根から浸出した毒素による土壤汚染、G.M.菜種の近縁雑種への伝播等々があります。

またこの間も参考人の方々が指摘をしておられましたけれども、除草剤耐性の遺伝子の伝播によって除草剤が効かないスーパー雑草が出現する

可能性、特定の害虫への抵抗性を持つ作物の栽培が続くとそれに耐性を持った害虫が出てくる、そういう耐性を持った害虫に変化をしていくという可能性など、未知の問題も数々指摘をされています。環境中に放出するその使用についての第一種使用規程の承認の際に、こういう問題を本当にきちんと評価をして生物多様性への影響のおそれがないと確実に判断できるのでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 第一種使用規程の承認に当たりましては、申請者から提出のあった

使用規程やこれに添付される生物多様性影響評価書について専門の学識経験者の意見を聞くこととしております。これらの中から、最新の科学的情見に基づく意見の聴取によって適切な判断が可能になると考へております。

また、本制度の運用に際し、科学的知見が必ずしも十分に得られない場合には、試験的な使用を行い情報を収集した上で使用を拡大する方針であり、十分慎重な判断の上で承認するこ

とが可能であると考えております。

○岩佐恵美君 先ほどから専門家、学識経験者と

いうことが言わされているんですけども、そういう分野の研究といふのは非常に遅れている、ある

い人が少ないということで、そういう中で企業

の方の研究だけはどんどん進んでいるわけですよ

ね。そういうアンバランスがあると思うんですけども。

そういう中で、遺伝子組換え作物を一番たくさん作っているのはアメリカです。日本はその最大

の輸入国です。輸入トウモロコシの八七%、大豆

についても七五・五%がアメリカから輸入をして

います。アメリカでの遺伝子組換え作物の作付け割合と日本の自給率、これから割り出していくと、日本で流通しているトウモロコシの三割が遺伝子

組換えということになります。大豆については、先ほどの質疑でもありましたけれども、半分以上

が遺伝子組換え大豆だということになります。ところが、アメリカは生物多様性条約もカルタヘナ

環境中に放出するその使用についての第一種使用規程の承認の際に、こういう問題を本当にきちんと評価をして生物多様性への影響のおそれがないと確実に判断できるのでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 第一種使用規程の承認に当たりましては、申請者から提出のあった

使用規程やこれに添付される生物多様性影響評価

書について専門の学識経験者の意見を聞くこととしております。これらの中から、最新の科学的情見に基づく意見の聴取によって適切な判断が可能になると考へております。

また、本制度の運用に際し、科学的知見が必ず

しも十分に得られない場合には、試験的な使

用を行い情報を収集した上で使用を拡大する

方針であり、十分慎重な判断の上で承認するこ

とが可能であると考えております。

○岩佐恵美君 本法案においては、

生物多様性を確保する観点から、議定書を締結し

た国から輸入されたものであるか締結していな

い国から輸入されたものであるかの区別なく、同様

の規定を適用することとしております。このため、

アメリカから輸入される遺伝子組換え生物等も本

法案に基づく規制の対象になります。アメリカか

ら輸入される遺伝子組換え農産物についても、生

物多様性影響評価を踏まえその国内利用の可否を

判断することにより、かかる影響を防止してまい

りたいと考へております。

○岩佐恵美君 日本国の従来の安全性への対応

の甘い姿勢、これが大変これまで大きな問題になつてきました。

参考人質疑で天笠参考人が詳しく紹介をされま

したけれども、スタークリンク問題への農水省や厚

生省の対応は全くひどかったということです。ス

ターリングは、アレルギーを起こすおそれがある

というのでアメリカでも食品用としては承認され

ていなかつた、飼料用としてのみ栽培が認められ

ていたものです。日本では食品も飼料用もこれは

未承認でした。ところが、二〇〇〇年の春に日本

の市民団体の調査で家畜飼料からスタークリンクが

検出をされました。それに対して農水省は、アメリ

カが日本に輸出しないと言つてるのであれば

本に入っているはずがないと否定をして、追試を行

うことも拒否をしたということです。

その後、九月十八日にアメリカの市民団体がタ

コス製品からの検出を発表して、アメリカの環境

保護庁などは直ちに調査を開始をして、二十二日には食品药品会社が自主回収を開始をしました。二十二日には種子販売会社が販売停止をする。十月三日にはEPAが混入を正式に認め、FDAがリコールを発令した。こういう経過があるのですけれども、日本では、農水省が飼料へのスタークリンクの混入を認めたのは十一月の十三日、厚生省は更に遅れて十一月二十二日になつてようやく食品への混入を認めました。食品検査体制の見直しを発表したのは翌年の一月でした。経的にくどく申し上げましたけれども、日本の対応というのではなく後手後手に回つたんですね。

この問題について日本政府が素早く対応できなかつたのは、知的所有権の制約でスタークリンクの規定を適用することとしております。このため、

アメリカから輸入される遺伝子組換え生物等も本

法案に基づく規制の対象になります。アメリカか

ら輸入される遺伝子組換え農産物についても、生

物多様性影響評価を踏まえその国内利用の可否を

判断することにより、かかる影響を防止してまい

りたいと考へております。

○岩佐恵美君 本法案においては、

生物多様性を確保する観点から、議定書を締結し

た国から輸入されたものであるか締結していな

い国から輸入されたものであるかの区別なく、同様

の規定を適用することとしております。このため、

アメリカから輸入される遺伝子組換え生物等も本

法案に基づく規制の対象になります。アメリカか

ら輸入される遺伝子組換え農産物についても、生

物多様性影響評価を踏まえその国内利用の可否を

判断することにより、かかる影響を防止してまい

りたいと考へております。

また、評価について十分なデータ入手するこ

とが可能かということでございますが、この制度

実施に当たりましては、組換え生物等の使用承認

申請に当たつて必要なデータを提出させることと

しておまりして、不十分なデータしか提出がないといった場合にはその国内利用を認めないこともあります。

あり得るというふうに考えております。また、科

学的知見が十分に得られない場合においては、試験的な使用を行い、情報を収集した上で使

用を拡大するなどの手法を用いながら、追加情報

が得られるよう措置をしたいと考えております。

また、承認後も、承認を取得した者に対し、必

要に応じ使用状況に関するデータなどの提供を求

めることができます。

○岩佐恵美君 それから、アメリカの穀物の流通

の問題なんですけれども、アメリカのトウモロコ

シや大豆の生産・流通実態を見ると、組換え作物

とそれからGM作物、これが区別をされていない

わけですね。生産段階で既に非遺伝子組換えとし

て作付けされたトウモロコシも組換え遺伝子に汚

染されているということです。流通段階も不分別

がほとんどで、日本に輸入されたトウモロコシを

見ると、組換え、非組換えが分別されていない。

それはもう当然なんですけれども、それどころか、

穀物流通が非常に難で、トウモロコシの中に大豆

がかなり混ざっているなどという驚くべき実態に

あります。

○政府参考人(岩尾總一郎君) まず、今回の法律

を作るということでございます。この法律においては、承認を受けていない遺伝子組換え生物等が

混入して輸入されるおそれのある場合などについ

ては、輸入の届出を義務付けるとともに、輸入者

がいろいろ議論していますけれども、私はそういう

承認以前の問題もあるというふうにこの話を聞いて思いました。こういう実態の下で、一体どう

対応していくのかということを伺いたいと思います。

○政府参考人(岩尾總一郎君) アメリカで組換え

体、それから組換え体じゃないものがそれぞれ栽培されていて、同時に集められているということ

は承知しております。

私ども、先ほども申し上げましたが、このよう

なものについては、その遺伝子組換え生物等が混

入して輸入されるおそれがあるというときには、

その地域を指定いたしまして、輸入の届出の義務

付けですか輸入者に対しても必要な検査を受けるというような、受けることを命ずることができる旨の規定を設けたということで、少なくともそのような混入したものに対しても今回の法的措置によりまして的確に対応できるというふうには考えております。

○岩佐恵美君 是非そう期待したいものだと思いますけれども。この法律を審議すればするほど、現状においても非常にざんざな実態であるということが分かつて、何か背筋が寒くなる思いがするわけですね。

加藤参考人の資料の中で、アメリカとEUに比べて緩いわけですね。EUでは予防原則が目的や評価の原則に明記をされていますけれども、アメリカにはない。事前審査は一部届出や登録で済ますことができる。認可の有効期限あるいはトレーサビリティの規定はない。モニタリングは特定の組換え作物だけで、情報公開も限定的である。

日本は、先ほども言いましたけれども、遺伝子組換え作物の最大の輸入国であり、その先はアメリカだということですね。ですから、食に対する国民の安心・安全の確保、あるいは環境影響の防止のために日本はEU以上に厳しい対応をしてほしい、それが私は国民の願いではないかというふうに思うんですね。

加藤参考人は、今EUと日本との比較に対して、今みたいなことで簡単に比較をして、その点についてどう思つのかということについて、何か運用上の問題というようなことを言われたような気がするんですけども、いずれにしても国内の法律でどう対応していくかということが問われるというふうに思うのですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 今回のこの法案、法律案におきまして、十分なうした予防的な措置が取られて未然防止を、防ぐような十分な国内対策

が取られているかどうかということが重要であると、そういうふうに考えるところをございますけれども、本法案におきましては、遺伝子組換え生物等の環境中での使用等につきまして、事前の承認制度を設けて、そして生物多様性への影響の未然防止を図ることにしております。そしてまた、その承認の後も、承認を取得した者に対しまして必要に応じて使用状況等に関するデータなどの提供を求めることができるとしているところであります。

また、遺伝子組換え生物等の使用等を適正に行なうため、主務大臣が使用者に提供すべき情報を定めてこれを公表する、それとともに譲渡等の際にはこの情報を譲受け者に提供する義務を課すといふこともしているわけであります。

○岩佐恵美君 EUは、九〇年四月に遺伝子組換え作物の実験栽培と商業栽培を規制する指令を制定しました。ところが、日本では当時環境庁が野外実験に関する法制化の検討を始めたのですけれども、通産省や財界の反対でつぶされてしまったということです。その後、九六年から遺伝子組換え食品の流通が実際に始まって、遺伝子組換え作物の様々な問題が明らかになってくる中で、EUは九八年から遺伝子組換え作物の新たな承認を事実上凍結をして、遺伝子組換え食品はほとんど流通していない、そういう実態にあるということです。

さらに、昨年十月からは新たな指令が施行され、食品としての安全性や生態系への影響の確認、長期的影響のモニタリングの実施、承認申請に関する情報の公開、表示とトレーサビリティが事業者に義務付けられました。この指令で特に注目

されるのは表示とトレーサビリティです。日本では、遺伝子組換え作物の表示が義務付けられておりません。しかし、この問題など十五種類、トウモロコシがコーンスナック菓子あるいはコーンスチーフなど九種類、ジャガイモが六種類となつていて、食用油や日本で多く使われるしょうゆ、これは表示が義務付けられていません。先ほどから議論があるところです。

食品の表示というのは消費者の選択に資するものとする、これはもう当たり前のことですね。消費者の、私は表示というものは選択の権利を保障するものだと思います。ですから、遺伝子組換え作物を使用している全食品に表示を義務付けるべきだと思いますが、その点いかがですか。

○政府参考人(遠藤明君) 現在、遺伝子組換え食品について表示制度を設けていたり表示を義務づけたりする、食品衛生法によります表示基準は罰則をもつてその遵守が担保される必要があることから、その遺伝子組換え食品の検知方法等の問題あるいは流通実態等も加味をして、現在の表示制度を作つてあるところです。

なお、実際に流通する遺伝子組換え食品に関しては、事前に安全性の確認されたものということでその表示の問題として行つてあるということは決してならないですね。そんなことはないので、

○岩佐恵美君 その表示の問題なんですが、安全であるから表示しなくていいということには決してならないですね。そんなことはないので、じゃ、なぜ食品添加物は全面表示になつているのかということになりますよね。安全だといったら表示しているじゃないですか。つまり、消費者が知る権利、どれだけ、どういうふうに入つて表示しているじゃなくていい、その要望にこたえてあるのかというのを知りたい、その要望にこたえてあいつ表示が実現をしているわけですよね。

だから、私、このさつきから議論を聞いていて、GM商品について表示をしない、検出できないから表示しない、それは変だと思うんですよね。作つている本人は分かるわけですか、なぜ堂々と私は遺伝子組換え食品ですと名のらないんですか。

大体やましいどころがある場合には、本人は何か本名を名のらなかつたり、本性を出さなかつたりするんですね。おかしいと思います。

私、表示については徹底的に、何も安全だ安全としやきっとしてもらいたいんですよ。そのこところを大臣、私、これ大臣に伺う予定なかつたんですけれども、ちょっと大きい立場で、役所とやり合つていてもらちが明かないんですね、この問題は、是非、大臣、二十一世紀型、消費者があれだけなぜ不安に思うのか。そこは消費者の不安にこたえた行政が対応していないからだと思うんですね。その点いかがでしょうか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 午前中、ツルネン先生の質問の中でアンケート調査についてのかかわる御質問がございました。八割程度の方がこの遺伝子組換え生物技術についてはこれはもう有用なものだという認識をしつつも、また一方において、その食品あるいは生態系に対する影響について懸念を持っていると、こういうことでございます。

やはりこうした懸念を払拭する努力をするということは必要であると、こう思うわけでありまして、いろいろ法律によつて表示等も決められています。そういう見直しのようなこともやはり検討され、結果として、やはり消費者であり国民でありのその不安を払拭するためのやはり行政としての努力を持っています。

やはりこうした懸念を払拭する努力をするといふことは必要であると、こう思うわけでありまして、いろいろ法律によつて表示等も決められています。そういう見直しのようなこともやはり検討され、結果として、やはり消費者であり国民でありのその不安を払拭するためのやはり行政としての努力を持つています。

○岩佐恵美君 日本の表示なんですが、表示が義務付けられている食品でも、原材料の上位三品目の主原料に使われている場合に限つて表示が義務付けられている場合に限つて表示を認めている。5%というものは結構な割合なんですね。表示方法も、使用、不分別、不使用、表示なし、この四種類の表示があるわけですが、表示がない納豆、みそ、豆腐、これは不使用ですね。しかも、混入率が5%までは不使用の表示を認めている。5%というものは結構な割合なんですね。

G M商品について表示をしない、検出できないから表示しない、それは変だと思うんですよね。作つている本人は分かるわけですか、なぜ堂々と私は遺伝子組換え食品ですと名のらないんですか。

示がない。非常に私たちにとつては分かりにくいくんですね。だから、お店に行つてどうなつている

二、理解二、三の三十。

のかなと思つて見ても、なかなかよく分からぬ  
んですよね。

EU指令では、先ほどもありましたけれども、全食品に表示を義務付けて、混入率も日本とは

違つて〇・九%以上は表示をする。主原料の限定もないんですね。非常に表示方法もそれから使用方法についてもちゃんとしていて、消費者に分か

りやすい状態になつてゐるんですね。

○岩佐恵美君 それは行政の担当者としてのお考えなんでしょうけれども、今私が大臣にそういうことを申し上げた、大臣に伺いたいと思ったのは、さつきの表示の問題と同じなんですけれども、ちゃんと消費者にとって表示をされることはトレースをされていくということが非常に大事だということを念頭に置いて対応していただきたい。

ているよう、現代のバイオテクノロジーが急速に拡大をして、生物の多様性に及ぼす悪影響への懸念が増大していることから、一九九二年のリオ宣言の予防原則に従つて取り決めたものです。リオ宣言の第十五原則は、言わざもがなですけれども、深刻な被害や不可逆的な被害のおそれがある場合には、その確実性が科学的に完全でないといふことを、適切な環境悪化防止策を延期する理由にしてはならない。

多様性を脅かす主要な要因になると述べられました。特に、人為的に大量に持ち込んで長期に使用すると突然変異が蓄積し、適応進化が起こりやすい。特に、人為的な一定の淘汰圧を掛け続けると爆発的な増加あるいは生態系への甚大な影響をもたらしやすいという重要な指摘をされました。そして、予測・評価のポイントとして、LMOの侵略性、遺伝子そのものの生態系への侵入性、生産される毒素などの直接的影響、LMOから遺伝子などが伝播された生物などによる複合的な影響、この四点を挙げられました。

を研究して、日本としてちゃんと対応していただきたいたい。大臣、今御答弁いただきましたけれども、そのところをしつこく追求をしていていただきたい、そうお願いをしておきたい、要望しておきたいと思います。

みんなごちやごちや、しかも大豆もトウモロコシも一緒になつてゐるような、そういう非常に雑な国からの輸入になるわけですから、そういうのを、日本の国内でどういうふうにそういうものに対応していくのかというのは今後非常に大事なことになります。

議定書が運用されていく、その精神に沿つて議定書が決められているわけですから、この法律そのものも予防原則に沿つてやはり運用されていかなければいけないというふうに私は思います。その点、日本政府の認識について伺いたいと思

これらについてきちんと評価されるんでしようか。

のはトレーサビリティーです。油などと最終製品に組換えたんばく質が検出できない食品でも、遺伝子組換え原料が使わればトレーサビリティーに基づいて全面的に表示される、つまり表示をされることはトレースできるということになります。されども、是非日本でもこのところをきちんと、せっかく新しい法律ができるわけで

辺 消費者の不安をかぎりて解消されるように本性が分かるよう、全体を組み立てていく必要があるというふうに思いますので、その点、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○國務大臣（鈴木俊一君） 先ほど岩尾局長から御答弁をさせていただいたところでござりますが、しかしどういう形にしていくかということは、こ

○國務大臣鈴木像一君 つきまして、これは今、先生が御質問の中で御指摘をされたように、リオ宣言原則十五に言われているものであります。我が国政府といたしましても、もちろんこうしたものの重要性、これはもうきちんと認識をしております。それゆえに、この環境基本計画におきましても予防的な取組方法、

○政府参考人(岩尾總一郎君) 先生の御指摘は、本法においても遺伝子組換え生物であるということを表示すべきじゃないかということだと思っております。

と申しますか、そういうものにこたえていく、形はともあれですね、どういう形でこたえていくか、そういう問題意識をしつかり行政として持つてい  
く必要があると思つております。

この法律は生物多様性影響の防止を達成するのが目的でございますので、使用等が適正に行われるように使用者に対し、提供すべき情報がある遺伝子組換え生物などについて主務大臣がその情報具体的に定めて明らかにする、それから譲渡業者に対し、譲渡の際に当該情報を譲り受ける者に提供する義務を課すということにしております。

○岩佐恵美君 要するに、情報公開というのは私は安全を担保するとしても大事な基本だ、基礎だというふうに思うんですね。そのところをはつきりさせて議論をしていただきたいし、対応していただきたいと思います。

今までの法律案では、カルタヘナ議定書的確かにつ円滑な実施を図るための担保法ですけれども、

りまして、この法律はカルタへナ議定書に基づく  
国内法でございますので、当然予防的な取組方法  
の考え方も踏まえたものとしているところであります。

○國務大臣(鈴木俊一君) 生物多様性の影響評価  
これを適切に行うためにはこうした分野におきます  
す知見を、科学的知見を進めることが必要である  
というのではなく先生の御指摘のとおりでございま  
す。

環境省におきましても、国立環境研究所におきま  
して遺伝子組換え生物等の生態系への影響を評  
価するための研究を進めておりますし、また、白

第十一部 環境委員会會議録第八号

平成十五年四月二十一日

參議院

然環境基礎調査あるいはレッドデーターブックの作成等を通じまして生物の多様性に関する情報を収集するなど施策を推進してきたところでござります。

今後とも、生物多様性評価を行うために必要とされる科学的知見の充実のために研究の一層の推進に努力をしてまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 遺伝子組換え生物は一度環境中に広がつてしまえばその影響を取り除くことは極めて難しいと思います。現在の知見で十分解明しきれない将来の影響についてのリスク管理、ここで重要なことは情報の公開とモニタリングによって広く国民的監視が行われることです。これはもう同僚議員から、ずっと皆さんから出されている問題です。

ところが、この法律では、開放的な使用についての使用規程について、承認後の公表だけで申請段階での公表規定がありません。閉鎖的使用の拡散防止措置については確認後も公表規定がありません。また、承認された使用規程が守られているか、確認された拡散防止の下でどのくらい環境に漏れているかなどのモニタリング規定もありません。審査室で審査をして、承認後は事業者任せということです。

そこで、私どもとして、党としては環境への影響の防止を担保するために最小限必要な措置として、影響評価の根拠データも含めた情報公開、意見書の提出、遺伝子組換え生物使用状況の定期的な報告義務を盛り込んだ、そういう修正案を提起をしたいと思っておりますけれども、そういう措置がない政府案で本当に生態系への影響の防止が保障されるのでしょうか。

○政府参考人(岩尾總一郎君) 遺伝子組換え生物等については、その環境への安全性等について国民各層に高い関心があり、また地域の環境情報は地元の方々含め、蓄積されているものと認識しております。したがって、本法律の実施に当たっては国民各層に幅広く情報提供を行っていくことが重要で、信頼性の高い制度としていくことが重要で

あると考えております。

具体的には、承認申請の際に提出される情報について、企業の知的財産権に関する情報や個人情報等の保護に配慮しつつその公表を行うとともに、内容に応じてパブリックコメントを求め、様々な方々の意見を審査に生かしてまいりたいと考えております。

承認した後につきましては、本報告案では承認取得者や使用者等の関係から状況の報告を求めることができることにしておりますので、このような規定に基づいて法的確な運用に努めてまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 今日一日いろいろ議論を伺つて、なるほどどうか、それなら安心だなという気がもう全然しないんですよね。この法律には賛成なんですかね。でも、この法律ができたからもう万全だよということ、どんどんどんどん何か申請が出て、何か認可されて、遺伝子組換え作物天国になる心配もなきにしもあらずなんですね。

そこで、私はやっぱり遺伝子組換え作物の問題から出発して、鷺谷参考人は、日本のような温暖で水も豊かなところで食糧自給率がこれほど低いというのは生態学的には異常なことなんだと、日本農業の在り方に問題がある、そう述べられました。私も全くそのとおりだと思います。大臣は漁業の分野の専門家でいらっしゃるかもしれませんけれども、私は日本の農業が今衰退している、疲弊している、こういう下で何かこう遺伝子組換え作物に流れていくというのは違うんじやないかと。やっぱり、環境保全を考えた、持続可能な日本の古来のすばらしい農業環境があるわけですよね。そういうものを大事にした環境を整えていく必要があるというふうに思うんですが、大臣のお考え、感想でも結構ですけれども、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(鈴木俊一君) バイオテクノロジーといふことでこういう遺伝子組換え生物、作物、こ

ういうものが出でてくるということは、これは一つのこれから産業の在り方としてこの技術は重要な要素だと思います。しかし、日本の農業がそういうものにすべて取つて代わられていいということは全くなないと、そういうふうに思つております。

私も、環境大臣させていただきまして、環境行政とそれから農業を始めとする第一次産業、大変つながりが大きいということを本当につくづくと思つております。農業の持つております多面的機能、これは国土の保全でありますとか水の涵養でありますとかあるいは自然環境の保全と、こういふことを本當につくづくと思つております。

○岩佐恵美君 今日は、農業ができたからもう万全だよということ、どんどんどんどん何か申請が出て、何か認可されて、遺伝子組換え作物天国になる心配もなきにしもあらずなんですね。この法律には賛成なんですかね。でも、この法律ができたからもう万全だよということ、どんどんどんどん何か申請が出て、何か認可されて、遺伝子組換え作物天国になる心配もなきにしもあらずなんですね。この法律には賛成なんですかね。でも、この法律ができたからもう万全だよということ、どんどんどんどん何か申請が出て、何か認可されて、遺伝子組換え作物天国になる心配もなきにしもあらずなんですね。

そこで、私はやっぱり遺伝子組換え作物の問題から出発して、鷺谷参考人は、日本のような温暖で水も豊かなところで食糧自給率がこれほど低いというのは生態学的には異常なことなんだと、日本農業の在り方に問題がある、そう述べられました。私も全くそのとおりだと思います。大臣は漁業の分野の専門家でいらっしゃるかもしれませんけれども、私は日本の農業が今衰退している、疲弊している、こういう下で何かこう遺伝子組換え作物に流れていくというのは違うんじやないかと。やっぱり、環境保全を考えた、持続可能な日本の古来のすばらしい農業環境があるわけですよね。そういうものを大事にした環境を整えていく必要があるというふうに思うんですが、大臣のお考え、感想でも結構ですけれども、お伺いしたいと思います。

○高橋紀世子君 今、先ほど岩佐さんから、先生からお話をありましたけれども、やはり日本の農業、食事の自給率が低いのは、私は大変心を痛めております。今日は、質問を二つさせていただきます。

本法案に限らず、国会に提出される多くの法案及びその提出理由や説明文などは非常に分かりにくい文章になつていて私は思います。法律といふのは、一部のエキスパートのものではなく、万人にかかるものですから、もっと読みやすく、だから内容をきちんと把握できるようにすべきだとは私は考えます。

同じ内容でも分かりやすい文章で法案や説明文

を書けることができると思うのですが、大変失礼ございますけれども、法律といいますものは国民の権利義務を規定するものであるわけでござりますので、ますあいまいさを避けなければいけない。

それから、厳密さや論理的な統一性が要求されます。それから、環境大臣させていただきまして、環境行政とそれから農業を始めとする第一次産業、大変つながりが大きいということを本當につくづくと思つております。農業の持つております多面的機能、これは国土の保全でありますとか水の涵養でありますとかあるいは自然環境の保全と、こういふことを本當につくづくと思つております。

しかし、先生御指摘のとおりに、法律は、国民にその遵守を要求するものでは、国民が理解することができるものでなければならないと云ふことは、これはもう当然のことです。それから、厳密さや論理的な統一性が要求されます。それから、環境大臣させていただきまして、環境行政とそれから農業を始めとする第一次産業、大変つながりが大きいということを本當につくづくと思つております。農業の持つております多面的機能、これは国土の保全でありますとか水の涵養でありますとかあるいは自然環境の保全と、こういふことを本當につくづくと思つております。

しかし、先生御指摘のとおりに、法律は、国民にその遵守を要求するものでは、国民が理解することができるものでなければならないと云ふことは、これはもう当然のことです。それから、厳密さや論理的な統一性が要求されます。それから、環境大臣させていただきまして、環境行政とそれから農業を始めとする第一次産業、大変つながりが大きいということを本當につくづくと思つております。農業の持つております多面的機能、これは国土の保全でありますとか水の涵養でありますとかあるいは自然環境の保全と、こういふことを本當につくづくと思つております。

○高橋紀世子君 やはり、内容というのではなく、だれでもが分かるように書くことを私はどうしてもらいたいんではないかといつも思つております。何か読んでいるうちにますます分かんなくなつてしまふ、やはりこれは、法律といふのは、特に教養のある人とかない人とか無関係にしたらいんではないかといつも思つております。何か読んでいるうちにますます分かんなくなつてしまふ、やはりこれは、法律といふのは、特に教養のある人とかない人とか無関係にしたらいんではないかといつも思つております。

す。是非これはまたお考えおきいただきたいし、私も努力したいと思います。

本法案は、基本的事項の公表は主務大臣の役割だと規定しています。けれど、生物多様性の確保や遺伝子組換え生物から健全な環境を守ることは本来環境省の役目だと思うんです。縦割り行政の壁を打ち破つて、たとえそれが他省の管轄であっても、環境保全のためにどういう視点で結論を出して行動するかは眞の環境省の仕事だと思いま

す。

この点に関して、大臣、どういうふうにお考えでしょうか、御意見を伺わせていただきたいと思

います。

○國務大臣（鈴木俊一君） この法律におきます主

務大臣の役割でございますけれども、これは遺伝子組換え生物等の利用にかかる指針を運用する

など、一つは遺伝子組換え生物等の性状、使用等

に関する十分な知識を有する、そういうそれぞれ

の大臣、それと、生物多様性に関する十分な知識

を有する環境大臣がそれぞれの知識、経験を活用して役割分担を行うこと、これを行ふことを政令において定めることとしているところであります。

御指摘の基本的事項につきましては、各省の所管ごとに各大臣が公表するというのではございません。これは、環境大臣を含むすべての主務大臣が共同して策定し、公表する方向で検討をいたし

ているところであります。

環境省は、基本的事項の策定を始めほとんどの事務に関与することとしております。遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響を防止する観

点から、主導的な役割を担つて横断的な役割を果たしてまいりたいと思っているところであります。

○高橋紀世子君 分かるんですけども、やはり私は、これは環境省が主になつて、もちろん縦割りじやなくて横のつなぎりは必要だと思うんですけれども、イニシアチブを取るのは最後まで環境省であるべきだと思うので、ちょっとこのあれに

ついて少し疑問を持ちました。

もう一度、そのことについて話していただけますでしょうか。

○國務大臣（鈴木俊一君） 今申し上げましたとおり、イメージいたしましては環境大臣はすべて

にかわりを持つと。環境大臣とそれぞれの、例

えば薬にかかるような、いろいろな成分を、そ

れから農作物にかかるものは、これは農林水

産大臣がそれぞれやるわけですから、環境大

臣は常に、環境大臣と厚生労働大臣、あるいは環

境大臣と農林水産大臣とというように常に関与をし

ていくということでございますので、主導的な役

割を果たせると、そのように感じております。

○高橋紀世子君 はい、分かりました。

環境業務というのは本当に大切で難しいことだ

と思うので、是非また力を出していただきたいと

思います。

今日はありがとうございました。

○委員長（海野徹君） 委員の異動について御報告いたします。

本日、愛知治郎君が委員を辞任され、その補欠

として椎名一保君が選任されました。

○委員長（海野徹君） 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本案の修正について岩佐恵美さんから発言を求められておりますので、この際、これを許します。

岩佐恵美さん。

○岩佐恵美君 私は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する修正の動議を提出いたします。

遺伝子組換え生物の利用は、農業生産分野を始

めとして急速に拡大しており、生態系、生物多様性への悪影響を未然に防止することは急務の課題です。特に日本は、食糧の多くを遺伝子組換え作

物の大量生産国であるアメリカから輸入していま

す。生物多様性に対する科学的知見が不十分な下

で、将来に回復不可能な影響を及ぼすおそれがある遺伝子組換え生物の使用については、国民の健康と環境を守る立場から、予防原則を貫き、慎重に対応する必要があります。

ところが、これまでの政府の対応は、アメリカなどの外圧に屈し、国民の命と健康よりも業界の利益を優先する姿勢が多くの問題を生み出しました。その誤りを繰り返さないためには、情報の公開と国民による監視が不可欠です。その点を拡充するために修正案を提出いたします。

修正案の内容は次のとおりです。

第一は、遺伝子組換え生物の解放的な使用に関する使用規程の承認申請があつた場合には、生物多様性影響評価の基礎資料も含めて公表することとします。公表があつた場合には、生物多様性への影響の防止に関する意見書を出せることとします。主務大臣は、生物多様性に影響を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ第一種使用規程を承認してはならないこととします。

第二に、閉鎖的使用に関する拡散防止措置の確認についても、申請があつたとき及び確認したときは公表することとします。

第三に、遺伝子組換え生物を使用している者は、毎年、使用状況等を報告しなければならないこととし、報告は公表することとします。

以上が修正案の内容です。

委員の皆様方の御賛同をお願いいたします。

○委員長（海野徹君） 委員の異動について御報告いたします。

本日、山東昭子さんが委員を辞任され、その補欠として松山政司君が選任されました。

○委員長（海野徹君） 本日、愛知治郎君が委員を辞任され、その補欠として椎名一保君が選任されました。

○委員長（海野徹君） 委員の異動について御報告いたします。

本日、岩佐恵美さんから発言を求められておりますので、この際、これを許します。

岩佐恵美さん。

○岩佐恵美君 私は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する修正の動議を提出いたします。

遺伝子組換え生物の利用は、農業生産分野を始

めとして急速に拡大しており、生態系、生物多様性への悪影響を未然に防止することは急務の課題です。特に日本は、食糧の多くを遺伝子組換え作

物の大量生産国であるアメリカから輸入していま

す。生物多様性に対する科学的知見が不十分な下

で、本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（海野徹君） 少数と認めます。よって、岩佐さん提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（海野徹君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小川勝也君から発言を求められておりますので、これを許します。小川勝也君。

○小川勝也君 私は、ただいま可決されました遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対し、自由民主党・保守新党・民主党・新緑風会・公明党・日本共産党・国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する附帯決議案

○委員長（海野徹君） 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、遺伝子組換え生物等による生物多様性影響については未解明な部分が多いことから、科学的知見の充実を急ぐとともに、「リオ宣言」

第十五原則に規定する予防的な取組方法に従つて、本法に基づく施策の実施に当たること。

二、遺伝子組換え生物等による生物多様性影響の防止に万全を期するため、環境省のリードーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図るとともに、本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。

三、遺伝子組換え生物等に対する国民の懸念が増大していることにかんがみ、「基本的事項」を定めるに当たっては、広く国民の意見を求

め、その結果を十分に反映させるとともに、國民に分かりやすい内容のものとすること。

また「基本的事項」の策定後においても、十分な情報公開の下、國民とのリスクコミュニケーションを積極的に推進すること。

四、「生物多様性影響評価書」の信頼性を確保するため、評価手法・基準等を定めるに当たっては、國民のコンセンサスを十分に得るため、広く意見を求ること。また、評価後ににおけるモニタリングの実施とその結果の情報開示が図られるようすること。

五、遺伝子組換え生物等の第一種使用等の承認に当たっては、関係する国際機関における検討や諸外国の研究成果等を踏まえつつ、学識経験者の意見を尊重し、客観的な評価の下に行うこと。

六、遺伝子組換え食品の安全性に対する消費者の不安が大きいことから、その安全性評価を行うに当たっては、科学的知見を踏まえ慎重を期するとともに、表示義務の対象、表示のあり方、方法についても検討を行うこと。

七、遺伝子組換え生物とともに移入種による生物多様性影響が懸念されていることから、移入種対策に係る法制度を早急に整備すること。

八、国際的な生物多様性の確保を図るため、生物多様性条約、カルタヘナ議定書を締結していない米国等に対し、あらゆる機会を利用し、同条約、同議定書に参加するよう積極的に働きかけること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(海野徹君) ただいま小川君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(海野徹君) 全会一致と認めます。よって、小川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて、

本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鈴木環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鈴木環境大臣。

○國務大臣(鈴木俊一君) ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力する所存でござります。

○委員長(海野徹君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後二時五十七分散会

「当該」を「第一項の承認の」に改め、「ついて」の下に「前項の規定により提出された意見書の

場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該申請に係る申請書及び生物多

様性影響評価書その他の主務省令で定める事項を記載した書類を、当該公告の日から三十日間

前項の規定による公告があった場合には、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程につい

て生物多様性影響を防止する見地から意見を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、主務大臣に意見書を提出することができる。

第九条第四項中「第七項」を「第九項」に改め

る。

第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

二 第一項の確認をしたとき その旨及び確認された拡散防止措置の内容

第三十条を次のように改める。

(遺伝子組換え生物等の使用等に関する報告)

第三十条 遺伝子組換え生物等の使用等をしてい

る者は、毎年、主務省令で定めるところにより、その行為の実施状況に關し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

二 第一項の確認をしたとき その旨及び確認

された拡散防止措置の内容

第三十条を次のように改める。

(遺伝子組換え生物等の使用等に関する報告)

第三十条 遺伝子組換え生物等の使用等をしてい

る者は、毎年、主務省令で定めるところにより、その行為の実施状況に關し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

二 前項の報告を受けた主務大臣は、主務省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

第三十一条の見出しを「(報告徵収及び立人検査等)」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」

に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、遺伝子組換え生物等(遺伝子組換え生物等であることの疑いのある生物を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。)の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生

物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者からその行為の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

第三十二条第一項中「前条第一項」を「前条第二項」に改め、同条第五項中「前条第一項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に改める。

第四十条第一号中「第四条第六項」を「第四条第八項」に改める。

第四十三条第一号中「第三十条」を「第三十一

条第一項」に改め、同条第二号中「第三十二条第一項」を「前条第三項及び第四項」に改める。

第四十条第一号中「第四条第六項」を「第四条第八項」に改める。

第四十三条第一号中「第三十条」を「第三十一

</